

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 14 号)

第
14
号
6
月
14
日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 14 号

○平成29年6月14日（水曜日）

議事日程（第14号）

平成29年6月14日（水）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。6番 倉本崇弘議員。

〔6番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○6番（倉本崇弘） おはようございます。大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、早速一般質問をさせていただきますと思います。

まず、1番、子ども医療費の窓口無料化についてお伺いをしたいと思います。

子ども医療費の窓口無料化は、子育て支援施策の中でも最もニーズの高い施策であると認識をいたしております。なぜここに議論が集中をするかというと、子ども医療費の窓口無料化は長期的な取組によって成果が出てくるものではなく、制度を導入すれば次の日から対象となる、県民の皆さんにとっては実感できるという点で、子育て支援施策の象徴的な制度であり、県にとっては県の姿勢が象徴的にあらわれてくる。こういった制度として県民の皆様を受け取られているのではないか、こんなふうに私は思っています。

もちろん、そのほかのいろいろな施策に取り組んでいただいている中で、そういったものが全く無駄であるということは申しませんし、大変有効であ

と思っています。

そして、総合的に、子ども医療費の窓口無料化についても、現在、御判断をいただいているんだろうというふうに、こんなふうに思っておりますが、また、現在の厳しい財政状況の中で、こういったことも含めての御判断であると認識をいたしております。そういったことは重々承知の上で、1日でも早く子ども医療費の窓口無料化、これを実現していただきたい、こんなふうに私は思っています。

そこで、子ども医療費窓口無料化について、県当局の考え方をお示しく下さい。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 子ども医療費の窓口無料化について御答弁申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度は、より多くの子どもの健康を確保し、安心して子育てできる環境を整備するという観点から、入通院とも小学校6年生までを対象とし、2カ月ほどで自己負担額が自動償還される仕組みとしております。

子ども医療費の窓口無料化は、38都府県で実施されておりますけれども、そのうち30都府県については一部自己負担金を課しているほか、対象者を小学校就学前としている府県もあります。

こうした中、県の一般財源に占める子ども医療費の割合は全国第4位の水準となっております。このことは、子育て支援に対する本県の姿勢をあらわしているものと考えております。

一方、窓口無料化を実施いたしますと、医療費の増加により県や市町の財政負担が増加する可能性がございます。本県の財政状況は極めて深刻な状況にあることから、財政の健全化に向けて、平成31年度まで集中的に取り組を進めているところでございます。

このような中、子ども医療費助成制度は、子どもの医療にかかわる大事な制度でございまして、一度導入して財政状況が悪化したからやめるというわ

けにはいかず、持続可能な制度運営ができるよう慎重に検討を進める必要がございます。

また、検討に当たりましては導入の目的を、真に支援が必要な対象者の経済負担を軽減させるための貧困対策とするのか、子育てしやすい環境を整備するための少子化対策とするのか、あるいは給付と負担のバランスも勘案しつつ、対象範囲や自己負担をどうするのかなど、様々な論点で検討を行う必要がございます。

さらに、導入する場合には公平性の観点から、全市町が一斉に実施できる制度とする必要があるほか、制度変更により市町の事務負担の増加や医療機関の窓口における混乱などにも考慮する必要があることから、慎重に検討を進める必要があると考えております。

引き続き、皆様からの御意見を踏まえて、県としての考えを整理した上で、市町はじめ関係団体の意向を十分確認しながら検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

おっしゃっていることはよく理解をいたしました。そうなってくると、医療費窓口無料化を実施する必要要素として、各市町が積極的な取組を行ってきているという状況になってきたら、それは県として判断をする大きな材料になるというふうに理解をさせていただいてはいかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 先ほど答弁でも申し上げましたように、様々な論点で検討を加えながら慎重に、市町はじめ関係団体の御意向も十分確認しながら検討を行っていきたいと考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ぜひいろいろな視点で議論をしていただきたいと思います。大変期待の高い制度であることは間違いのないと思いますし、財政状況というものもちろんあるとは思いますが、ぜひ積極的に御議論をいただければ

ばと思います。

では、次に、2番目の小・中学校における障がい児の増加による対応についてお伺いをしたいと思います。

この質問は以前にも総括的質疑の場において、小・中学校における障がい児への配慮という点で質問をさせていただきました。現場においてできる限り努力をしてもらっているというふうにも私も認識をいたしておりますが、学校現場だけの頑張りを期待するというのは極めて酷だなというふうに思っています。

そこで、この表をごらんいただきたいと思うんですが、（パネルを示す）この表は、過去5年間の特別支援学級、通級指導教室に通っている児童・生徒の人数をあらわしたものです。過去5年間なんですが、平成24年のところと28年、ここを比較してみると、大体1.3倍に増えてきています。この増加幅、大変大きな増加であると思っています。

現状、障がいを持ったお子さんが新たに入学をしてくれば、そういった状況に対応するだけの人員配置をしてもらっているということは十分承知をしています。

ただ、それだけで十分かと言えば、私はそうではなくて、数が増えてくれば単純に、1人が2人になったから倍ですよということにはならないんだろうと思います。1人の時期というのはやはりどうしてもほかの生徒さんであったりとか、1人のためにと言って、かけるべきところは予算をかけていかないといけないと思いますが、そうはいつでもやれることというのは限られてきていると思っています。

しかし、対象となる児童・生徒の数というのがこのように増えてきますと、おのずから対応しなければならない範囲というのはより拡大をされるんじゃないかなというふうに私は思っています。

例えば1人の障がいを持った児童・生徒のためにエレベーターを新たに設置することができるかと言えば、やはり1階に教室を配置するなどの配慮をもって何とか対応しなければならないということになるだろうと思います。そう

なってくると、図書室に行く場合であるとか、そういったときにはある程度不便な状況が生じてくるということは、これは否定ができない事実であろうと思います。

ところが、それが10人、20人になってくると、教室が1階だけでおさまるかということもありますし、そういった児童・生徒の数が増えてくれば、当然校内いろいろなところへ行けるような環境づくりというのをしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

そうすると、現在の国、県の制度で、主として市町の教育委員会で対応していただくということになるとと思いますが、市町の教育委員会というのは、基本的には国や県の制度がどのようになっているかを見て、その制度に基づいて、のっとって対応しているという、そういったことになります。

そうなってくると、このように児童・生徒の数がこの5年間の間にも1.3倍というふうに増加をしている背景の中で十分に対応できているのかと言えば、必ずしもそうではないと思います。私は、国への働きかけも含めて、県教育委員会として何らかの対応策を考えなければならない時期に差しかかっているのではないかなというふうに思います。

以上のことも踏まえて、障がい児の増加について、県当局の考え方をお示しいただければと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 増加する小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒への対応についての御質問でございます。

小・中学校では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの学校生活が充実したものとなるよう、特別支援教育コーディネーターが中心となって、障がいの状態に応じたきめ細かな指導を行っています。

県教育委員会では、通級指導担当教員の専門性を向上するため、平成28年度から通級指導担当教員を対象とした研修を開催しています。

通級指導教室を担当する教員は、他の学校の児童・生徒への指導も行うため、一人ひとりの実態を把握し適切な指導内容を計画する力など、これも高

い専門性が求められております。

そのために、研修では、発達障がいのある児童・生徒へのソーシャルスキルトレーニングでありますとか、コミュニケーション能力の向上などの指導法を学んでいるところでございます。

特別支援学校の地域に向けてのセンター的機能としましては、特別支援学校の教員が小・中学校を訪問し、児童・生徒の実態把握や個別の指導計画の作成の仕方について、教員へ助言等を行っているところでございます。

特別支援学級と通級指導教室の設置については、市町教育委員会から該当児童・生徒の障がいや学校の状況等を聞き取りながら進めているところでございます。

施設面の整備については、国庫補助制度の活用など、市町に対して助言や情報提供を行っておりまして、平成29年度は、国の学校施設環境改善交付金を活用して、県内の13の小・中学校でエレベーターや多目的トイレ等の整備が行われているところでございます。

国に対しましては、特別支援学級の学級編制標準の引き下げ、特別支援教育コーディネーターの活動や特別支援教育支援員の配置の充実、それから学校施設整備の補助制度の拡充や財源確保等について、要望を行っているところでございます。

県教育委員会としましては、小・中学校に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒が充実した学校生活を送るために、引き続き市町教育委員会と緊密に情報共有をし、教員の専門性の向上や学習環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

いろいろ対応していただいているということはよく理解をいたしました、中で少し気になったことが1点だけあります。その中で、市町の教育委員会としっかりと連携をしながら、これは大変重要なことであると思うんですが、国への要望をしていただく際に、障がいを持ったお子さん、児童・生徒

の数というのはそれほど、全体から見ると多くいらっしゃるわけではないので、そうなってくると、なかなかその声が学校現場に正確に大きな声として届いているかと言えば、必ずしもそうではないと思うんですね。少しのお母さんたちが大変対応に困っていて、悩みを抱えているということもありますので、ぜひ、これは要望に近い部分もあるんですが、そういった障がいを持ったお子さんの御両親、そして御本人、児童・生徒本人たちの話を、県としてなるべく聞く機会をつくっていただきたいなと、こんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり現場の声を聞きながら、国への要望等についても現状を御説明して、事情をわかっていたいてということは常に心がけているところでございますので、引き続き、そのようにしていきたいというふうに考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ぜひお願いをしたいと思います。保護者の方々はなかなか声が届かないという御不満を感じている部分もあるようでございますので、そういったところをしっかりと聞いていただいて、もちろんできることとできないことがあるということは十分承知をしていますが、でき得る限り対応していただいて、寄り添っていただくような対応をしていただければなど、こんなふうに思います。

次に、3番目の県有施設の有効活用等についてお伺いをしたいと思います。

御承知のように、県の財政、大変厳しい状況の中で、無駄の削減を徹底するということはもちろん大変重要なことであると思いますが、それと同時に、収入増であったり、新たな財源を確保する、こういったことを探っていくということも重要なかなというふうに思っています。

過去、県議会でも県有施設の有効活用を求める請願も採択させていただきましたし、私も質問等で御要望させていただきました歩道橋等へのネーミングライツの導入もお決めでいただくなど、県有施設の有効活用について一定成果を上げていただいているということは、これは高く評価をさせていただ

きたいと思います。

ただ、一方で、具体的な例を挙げているもの、あるいはわかりやすいものについては、かなり成果を上げていただいているなというふうに感じるんですが、まだまだ新たな財源確保という意味から、取組が弱いような気がいたします。

担当者でなければなかなかわかりにくいところまで含めて、しっかりと活用できるものは本当はないのかということをお検討いただければなというふうに思います。もちろん部局単位でしっかりと取り組んでいただいているとは思いますが、これは全庁を挙げて聖域なく取り組むことが大変重要なのではないかと、こんなふうに思っています。

例えば、これはどちらかという歳出削減の要素が大きいのかなとも思うんですが、道路修繕あるいは維持管理などにおいて、市町と連携をしながら、地域の自治会であったり、企業の皆さんであったりとか、こういったところに御協力をお願いして、草刈りをお願いすることによってその分の草刈り費用を削減し、別のところの草刈りの費用に充てるであるとか、こういった取組をもっと積極的に、一部でやっていただいているようではありますが、全庁的にもっと取組をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

こういったところで、なかなかやりにくいのかなと思うのは、市町であったり、自治会であったり、企業であったりと、こういった県の内部ではないところとの連携というのが必要になってくる、ここが一つハードルが高くなっていて、こういったところの取組が私はまだまだ弱いのかなというふうに思います。ぜひ内部だけにとどまらず、いろいろな機関と連携をしながら、新たな財源確保というものに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

もちろん今まで全くやっていないということは申しませんし、やっていただいているということは重々承知をいたしておりますが、全庁を挙げて何らかの計画に強く明確に書き込むなどしながら推進をしていただくのがいいのかなというふうに思います。

そこで、県有施設の有効活用について、新たな財源確保という点で、これまでの取組等も含めてお示しをいただければと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 県有施設の有効活用等、新たな財源確保についてお答えをさせていただきます。

本県の財政状況は、歳入歳出の両面でより深刻な状況でございます。財政の健全化に向けては歳出構造の見直しだけでなく、より一層の歳入確保が重要であるものというふうに考えております。

そのような中、例えば県有財産の有効活用については、平成28年3月に策定いたしました第2次みえ県有財産利活用方針に基づき、未利用財産の売却について、不動産関係事業団体への情報提供や広報を積極的に行った結果、全庁での平成28年度における売却実績は3億2769万円余りというふうになりました。

また、貸し付けによる有効活用については、自動販売機設置場所の貸し付けにより1億1149万円余りの収入を得ることができました。

さらに、平成29年3月には、未利用スペースの貸し付け基準を策定し、新たに庁舎等において、空き部屋の貸し付けに取り組もうとしております。

このほか、公用車や県民ホール等への有料広告事業についても取組を進めております。

また、県有施設へのネーミングライツについては、平成29年3月に基本方針を改定しまして、これまでの集客施設にこだわらず、これに限定せず、広告効果が見込まれる施設に対象を拡大したところでございます。

本定例会議においてもお示しいたしました三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）においても、県有財産の有効活用などの歳入確保策について、取組項目として掲げておるところでございます。

今後も引き続き、集中取組（案）に掲げた取組項目について、さらなる歳入確保につながるよう、全庁を挙げてしっかりと推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

全庁を挙げてというお言葉がありましたので、とりあえず様子を見てというか、ここで再質問はいたしません、ぜひさらなる取組を期待いたします。

次に、4番目のみえの安心食材表示制度についてお伺いをしたいと思います。

みえの安心食材表示制度は、平成14年に制定をした制度で、当時の三重県の地産地消の基本方針である生産者と消費者のいい関係をつくる、安全・安心な生産体制をつくることを目的に、化学農薬や化学肥料の使用を削減し、環境に配慮して栽培をされた農産物等を、その栽培履歴も含めて、県民にわかりやすく表示をするための三重県独自の制度であります。

本制度、制定をされてから14年が経過をしておりますし、スーパー等でも大変多く見られるようになってきています。また、消費者のニーズというものも、安心・安全というものに大変気を使った消費行動が多く見られるようになってきています。そういった中で、本制度の果たしてきた役割は、極めて高いと私は思っています。

一方で、14年前とは異なり、消費者の環境意識、安全志向というものも大変高まっているというのは間違いのない事実であります。そういった中で、この制度では化学農薬、化学肥料の削減目標を30%としていますが、制度化をされてから10年以上経過をしていますし、消費者ニーズの高まりもありますので、現在の認定制度に加えて、削減目標を50%、あるいは70%という、より高い目標を設定する認定制度が必要ではないかというふうに思います。

そこで、みえの安心食材表示制度についての県の考え方をお示してください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、みえの安心食材表示制度についての考え方につきまして御答弁申し上げます。

本制度における農産物等の認定基準につきましては、化学肥料の使用削減

等による環境負荷の低減効果と、それと、生産性、労働効率性の維持による生産者の経営安定とのバランスなどを考慮いたしまして、一般的な栽培に比べまして化学肥料と化学農薬の使用量を3割以上減らすことというふうに行っているところでございます。

また、生産者が基準に基づいて栽培しているかを、第三者機関であります公益財団法人三重県農林水産支援センターが栽培履歴や現地調査等で確認しているというところです。さらに、みえの安心食材のホームページで、生産者の顔写真や栽培の特徴を消費者へ伝えることで、安心して購入できる仕組みとなっているところでございます。

県ではこれまで、この制度の普及を図るために、生産者に対しましては、制度内容、栽培管理に関する研修会の開催や、対象品目の拡充を進めるとともに、消費者に対しましては、認定マークや、あるいはプレゼントキャンペーンなどによりまして、認知度の向上や販売促進などを行ってまいりました。

その結果、現在までの登録数は、農産物、畜産物、キノコ、加工食品など、77品目で1045件となっております。制度の開始からは14年がたっておりますが、近年においても、毎年40件程度増加しています。

また、昨年度実施いたしました消費者アンケートにおきましては、例えば、認定マークを見たら安心ですといったような回答、また、いつも優先していただきますというふうなコメントが寄せられるなど、消費者からも評価されているという状況とっております。

こうしたことから、現在の制度は、多くの生産者が参加しやすく持続的に取り組めるとともに、安心できるものを購入したいという消費者のニーズを満たすなど、三重県内の生産と消費との実情にマッチしたものではないかなというふうに考えております。

しかし、一方で、制度に参加する生産者の中には、化学肥料や化学農薬の削減割合を認定基準である3割を超えて削減される方や、あるいは化学肥料等を全く使用していない方など、非常に多様性が見られる状況にありますの

で、こうした生産者の努力に応じたPRを行っていくことも重要ではないかというふうに考えております。

このため、今後は、各生産者の削減率等、栽培方法のこだわりがしっかりと消費者に伝えられるよう、ホームページやキャンペーンにおけるチラシ等を通じまして、生産者自らがPRする機会を創出するなど制度運用の工夫を図るとともに、また、他県の状況等も参考にしながら、より効果的な制度となるように研究もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

いろいろ工夫をしていただいて、高い削減をしている方々に対してもメリットが出てくるような取組をするという、こういった御答弁でありましたが、非常にわかりにくいというふうに思うんです。これは、要は3割削減をしている現在の制度、3割削減をしているものと、認定制度でいくと有機JASとの間に70%の幅があるんですね。これだけ幅があると、環境意識も高まっている中、しかも、安全志向が高まっている中で、ちょっと幅が広過ぎるんじゃないのかなと。入り口を広くしてという、当時の取組としては理解ができるんですが、新たにもう一つつくったらどうかと。そっちのほうがりわかりやすいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に。

○農林水産部長（岡村昌和） 確かにそういう方法もありますし、段階的にやっていくというようなことも一つの考え方かと思えますけれども、やはり参入のしやすさとか、あるいは生産とのバランス、また、それぞれに生産者の方がPRをするというような取組も重要かと思っています。そういったこともあわせながら、他県の状況でありますとか、あるいは生産者の方とか消費者の方の御意見も聞きながら、研究してまいりたいと思います。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ぜひ御検討いただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

通告に従いまして、質問します。

まず、第3次三重県食育推進計画について伺います。

食育の取組については、平成17年に食育基本法が施行され、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では、平成19年3月に策定した三重県食育推進計画以降、平成28年度からは第3次の計画に進み、家庭や学校、地域との結びつきのもと、様々な取組が推進されてきたところです。

第3次三重県食育推進計画では、赤ちゃんからお年寄りまで、各世代の健康づくりに向けた取組のほか、伊勢志摩サミットで注目された三重県の食の豊かさに着目し、県産の農林水産物を生かした地産地消の推進や、農林水産業との連携をはじめ、生産者とのかかわりを大切にするなどが掲げられております。

広く県民の皆さんの健康づくりはもとより、食を通じて農林水産業や食品関連産業といった産業振興の観点からも、市町や地域において、横断的な取組をしていくということが求められています。

そこで、具体的なことを伺っていきたいんですけども、（パネルを示す）第3次三重県食育推進計画の中に、平成32年度までに市町における食育推進計画の策定率を80%まで引き上げるという目標を設定しています。今、どういうふうになっているかというところなんですけど、ここ、真っ赤なところが、市町の食育推進計画の策定率が、50%未満という道県が五つありまして、北海道、和歌山県、これは福岡県、沖縄県、そして、三重県が全国的に見ても低い状況にあるわけなんですけれども、現在の市町における食育推進計画の策定状況と今後の地域での取組の方向性について、答弁をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 食育推進計画に係る市町の策定状況と今後の取組についてということで御答弁申し上げます。

県では、平成18年度に食育基本法に基づきまして、三重県食育推進計画を策定し、家庭や学校、地域における食育を推進してまいりました。また、御紹介もありましたように、昨年7月には、これまでの成果や課題、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえまして、平成32年度までの5年間を計画期間といたします第3次三重県食育推進計画を策定し、取組を進めているところでございます。

この計画におきましては、これまでの取組方針であります、みんなと食卓を囲む共食を通じたコミュニケーションの促進、また、食の安全・安心に関する正しい知識と判断力の醸成の2項目に、新たに、県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現するための「赤ちゃんからお年寄りまでの食育」、それと、地域の農林水産物を活用した食育活動の推進や、地域の食文化が次世代へ維持、継承されるための「みえの地物で食育」、また、食にかかわる全ての皆さんがそれぞれの立場で食育を実践する「みんなで食育」というふうな3項目を加えまして、教育、健康福祉、農林水産分野等の多岐にわたる関係機関が連携して食育施策を総合的に展開しているというところでございます。

また、市町の計画策定状況でございますけれども、現在は4割程度にとどまっているという中で、早急に策定を推進していくことが大事と考えておりまして、先ほども御案内がありましたように、第3次三重県食育推進計画におきましては、平成32年度までに策定率を8割に引き上げることを目標としたところでございます。

県では、この目標達成に向けまして、食育推進計画未策定の市町に職員が赴きまして、県計画の内容でありますとか、具体的な取組手法の説明を行うことや、あるいは県内外の優良策定事例の紹介などを行うとともに、市町における関係部署間の連携強化等を促す中で、市町の円滑な計画策定を支援し、

目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 現在のところ、お聞きしますと県内29市町のうち13市町で食育推進計画の策定が進んでいるということで、幾つかの計画を拝見させていただきました。

そうしますと、13のうち12市町で健康推進課などが食育を所管をしております、農林水産部局が所管をしているというのは1町でした。内容についても、体制づくりも含めて非常に充実した内容の市もあれば、食育に特化した計画ではなくて、健康増進計画のような計画の中に一、二ページの記載にとどまっているという内容もありました。

食育基本法第33条には、条例に定めるところにより市町村食育推進会議を設置することができるというふうにあります。地域において、健康づくりのみにとどまらない、農林水産業の振興にも食文化を広げていくということにもつながる食育推進ということに取り組んでいくために、食育推進会議の地域展開など、市町に対して体制づくりをしっかりと支援していくことが大切だと思いますけれども、その点、農林水産部長の見解を伺います。

○農林水産部長（岡村昌和） 確かに各市町ごとにそういった策定を呼びかける、働きかけるということも重要かと思っておりますが、それぞれ市町が一堂に会して情報共有なりを行いながら策定に向けて取り組むということも大事かなと思っておりますので、今年度新たに、これら関係機関による食育推進連絡会議というものを開催したいというふうに考えております。

この会議におきましては、先進事例の報告でありますとか、情報共有、課題検討などを行うこととしておりまして、各関係者、市町または関係団体等も含めまして連携強化を図り、食育推進に向けた機運醸成を図っていきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） しっかりした体制づくりに取り組んでいってほしいなど

いうふうに思いまして、条例に定めるところによりというふうを書いてあるということに触れさせていただいたのは、附属機関の設置条例みたいな条例ではなしに、食と農のまちづくり条例みたいな地域で包括的な食育に取り組んでいこうという条例を展開していったらいいかというふうな疑問点もあったということなんですけれども、具体的な取組方法とか丁寧に疑問点に答えていただいて、前向きにこれからやっていきたいというふうな話も伺ってきましたので、農林水産部を褒めておいてくれと伊賀市から言われましたので、ぜひ、そういう技術的な応援も含めて、丁寧に市町を応援していただきたいなというふうに思います。

それから、先日、伊賀市の農林関係部署の食育担当者から直接お話を伺ってきたんですけども、県から2回、2月とこの先週ぐらいに2度にわたって伊賀市に行っていたというふうに伺っておりまして、当初は庁内でどういうふうに取り組んでいったらいいかというふうな疑問点もあったということなんですけれども、具体的な取組方法とか丁寧に疑問点に答えていただいて、前向きにこれからやっていきたいというふうな話も伺ってきましたので、農林水産部を褒めておいてくれと伊賀市から言われましたので、ぜひ、そういう技術的な応援も含めて、丁寧に市町を応援していただきたいなというふうに思います。

次へ行きます。学校給食の充実についてということです。

食育基本法によって、小・中学校とも食育が新たな教育活動として義務化されまして、平成20年には学校給食の中心的な役割を、栄養改善から食育へと変える学校給食法の改正が行われました。

学校給食を食育の生きた教材として位置づける学校給食の教育的意義というのが明確になったというふうに思うんですが、一方、国の第3次食育推進基本計画では、とりわけ中学校における学校給食の実施率を90%以上に高めるという数値目標を掲げています。県の立場から中学校給食の実施率向上に向けた取組を教育長からお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 中学校における学校給食実施率の向上についての御質問をいただいております。

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童・生徒に提供するこ

とにより、児童・生徒の健康の保持増進や体位の向上を図るものです。また、子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

平成28年度に、主食、おかず、ミルクがそろった完全給食を実施している三重県内の公立中学校は、弁当給食を配達する、いわゆるデリバリー方式も含め、県段階での集計値ではありますが、157校中144校で、実施率は90%を超えるものとなっております。

県教育委員会としましては、学校給食法の趣旨を踏まえ、給食を通じて一層効果的な食育が推進されるよう、未実施校がある市町に対して、実施している市町の状況など様々な情報も提供しながら働きかけていきたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） デリバリー方式も含めて90%を超えているのではないかとということだったんですが、先日、兵庫県宝塚市の中学校へ行ってきました。そこでその日の学校給食も、本当に自分の中学校のとき以来、はしゃぎながら食べてきたんですけども、特に自校調理、自校炊飯、市直営による学校給食と食育推進の取組について、市長自身の公約の大きい柱にも掲げられている宝塚市長から直接お話を伺ってまいりました。

近年、大規模なセンター方式や民間委託をする自治体が増える傾向にあります。その結果、規格のそろった食材が大量に必要なこと、配送に時間を要して調理時間が短くなること、何よりも給食のつくり手とそれを食べる子どもたちのお互いの顔が見えにくくなることなど、地産地消や食育を進める観点からも大きな課題があるというふうに思っています。

いまだに学校給食は栄養改善であるという意識からまだまだ抜け切れていない、そして、国から行革努力を求められているということもあって、そういう対象になって、これらが学校における食育推進に当たって危惧するところなんですけれども、県の立場から教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 学校給食の運営については、調理員を市町または県が

学校に配置する公設公営方式と、民間業者に調理業務を委託する公設民営方式、さらに、先ほども説明させていただきましたが、デリバリーなどの民設民営方式など、様々な方法がございます。

いずれの場合におきましても、学校の設置者が献立の作成と、それから地産地消等の考え方を入れた食材の選定を行っておりまして、子どもたちに提供される給食は適切な栄養摂取ができて、健康の保持増進につながる内容になっているというふうに認識をしております。

今後も、運営方式は様々ではございますが、各市町の実情に応じて子どもたちのための学校給食が実施されるよう、市町教育委員会との情報交換の場を設けるなどして支援をしていきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 民間委託を進めるにしても、いろんな仕様書の中にどれだけ現場の声を反映させていくとか、そういう中にも県の食育推進計画なり、それぞれの市町の食育の意義というものを丁寧に伝えていく必要があると思っていますので、そういうところの働きかけというのをぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

食育についてはこの程度にしまして、次に、RDF焼却・発電事業の早期終結についてということでお伺いをしたいというふうに思います。

RDF焼却・発電事業につきましては三重県がこれまで推進してきたということで、現在のところ、桑名広域清掃事業組合、伊賀市、それから紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合の4市8町にまたがって行われています。御承知のように、県や各市町にとりましても大きな負の遺産になっているところです。

平成33年3月まで運転継続が行われることになっておりますが、各市町では、RDF焼却・発電事業終結後の新たなごみ処理体制の構築や検討が具体化してきており、このほど桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理施設の建設が大幅に工期を短縮して進められているというふうに伺っています。

桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理体制の見直しについてお答えをい

ただきたいと思います。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） RDF 焼却・発電事業につきまして御答弁申し上げます。

RDF 焼却・発電事業につきましては、平成23年4月の三重県RDF運営協議会総会決議により、県が事業主体となり、平成32年度末まで事業を継続することが決定しております。

これを受けまして、企業庁では、引き続き職員一丸となって、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組んでいるところでございます。

また、去る平成29年4月に開催されました三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合から新ごみ処理施設の完成時期が、当初の計画から15カ月間短縮され、平成31年12月末に完成する見込みであるとの御説明がございました。

同組合からのRDF搬入量は全体の約6割を占めることから、当該施設の完成に伴い、RDF 焼却・発電事業は大きな影響を受けることとなります。このため、三重県RDF運営協議会では、その影響や対応につきまして検討を開始することといたしました。

企業庁といたしましては、今後の事業運営について関係市町の総意が得られるよう、引き続き関係部局と連携しながら、同協議会の事務局として調整に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ありがとうございます。

もう少し具体的なことを伺いたいんですが、桑名広域清掃事業組合の搬入量、今、6割ほどというふうな御説明がありましたけれども、平成28年度の実績ベースで57%を占めております。桑名広域清掃事業組合の脱退に伴って、伊賀市もRDF 撤退後の新たなごみ処理体制を過渡的な民間委託というふうにしておりまして、桑名広域清掃事業組合と同時期にRDFの搬入を中止するということを表明しております。

伊賀市のRDF搬入量も全体の28%を占めていることから、桑名広域清掃事業組合と伊賀市がRDF搬入を停止した場合、運転継続は可能なのか、今後の影響も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○企業庁長（山神秀次） 平成29年4月の三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合と伊賀市からのRDFの搬入停止が、三重ごみ固形燃料発電所の運転に与える影響を把握するため、事務局である当庁に対しまして、試算の要請がございました。

そこで、平成28年度の実績などをもとに試算いたしましたところ、発電所に搬入されるRDFは、年間4万5692トンから約83%減少しまして、8036トンになることが見込まれました。これは、1日当たりには換算いたしますと22トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることとなります。

このため、間欠運転を繰り返す非効率な運用となること、設備維持のための電力購入量が売却電力量を上回ることから、発電所の効率的な運転は困難であるとの試算結果となりました。

なお、この試算結果につきましては、平成29年5月の同総務運営部会にお示ししたところでございまして、今後、その影響や対応について御協議いただくこととなっております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） もう一度確認なんですけれども、15カ月前倒しをして平成31年12月末に県のRDF事業は終わるといふ、そういう前提で調整を市町、団体としていくということによろしいんですか。

○企業庁長（山神秀次） そうではございませんで、この試算結果をもとに、今後、協議をしていただくこととなっております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 全然よくわからないんですけれども、もう次へ行きますので、そもそもRDF焼却・発電事業については、市町村固有の事務である一般廃棄物処理に県が介入して、甘い見通しを持って推進してきたという政

治的な責任があります。事実として、RDF処理委託料処理単価も、平成14年の3790円から今年度以降は1万6874円に大きく跳ね上がっています。伊賀市では、現在、一般廃棄物の処理に約10億円かかっていますが、RDF脱退によって約6億円でごみ処理ができるということを試算しています。

今後、速やかな事業終結に向けて、県はどのような役割を果たしていくのか、県独自の交付金を創設するなど、市町への財政支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 市町に対する財政支援について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

これまで県の支援としまして、RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制構築に向けまして、桑名広域清掃事業組合が設置してございますごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えた新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

ごみ処理に当たっては、日々発生するごみが滞ることなく、安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、市町と一体となって検討を行い、技術的な支援を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、平成当

初以降にダイオキシン類対策等のため整備した廃棄物処理施設の老朽化などによる、更新需要の増大により国の財政が厳しい状況となっております。実際の施設整備に当たって財政支援が確実に受けられるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 言葉で責任とか言うのはほんまに簡単なんですけれども、まず、企業庁長、5月の三重県RDF運営協議会の議事録を拝見していますと、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が15カ月短縮される、その結果として、伊賀市、桑名広域清掃事業組合のRDFの搬入がとまった場合、発電継続は難しい、できないという状況になっていることを踏まえてという、そういう前提で話をしていると思うんですけれども。もう結構です。

それから、この工期が大幅に短縮をされてきたというのは、技術的な支援に取り組むというふうにおっしゃっていますけど、やっぱり住民に対して、伊賀市でも年間4億円をどぶに捨てているような状態なんですよ。こういうことって、やっぱり住民に説明がつかない。桑名広域清掃事業組合も努力をされて工期を短縮するというところに着目をした、そういう入札なり契約をして、汗をかかれてきたんだと思うんですけれども、県としての撤退戦略というのは何かお持ちなんでしょうか。どういうふう to 今後、やっていくということも含めて、とても住民に説明がつかない、本当に税金を返せという話やと僕は思うんですけれども、知事の所見がありましたら伺いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、稲森議員がおっしゃっていただいたように、導入当初、本来市町の一般廃棄物処理のところに県も政策的意義を感じながら一緒に関与してきたわけでありますけれども、その責任ということについては、やはり我々県としてもしっかりと痛感しなければならぬところだと思います。

その責任の果たし方につきましては、何か結論ありきというより、今、三重県RDF運営協議会も会長を桑名市長から企業庁長に変更し、我々もしっかり議論に参画しながらやっていくぞということで考えておりますので、三

重県RDF運営協議会での皆さんの御議論をしっかりと聞きながら、そして、今、稲森議員がおっしゃったような住民への説明責任は大変重要なポイントだと思いますから、議論を重ねたいと思います。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） こういう議論が進んでいたということも、たまたま資料をいただいて、これまでどこにも、ホームページにもこういう情報が公開されてもありませんので、ぜひ県民や市町への説明を丁寧にしていただいて、情報公開をしていただいて、一刻も早くRDFによる税金の垂れ流し状態を食い止めて、全ての参画する市町が円滑に次の体制に移行できるように、期待して終わろうかなと思ったんですけど、最後、企業庁長、決意を述べてください。

○企業庁長（山神秀次） 事業期間の変更につきましては、三重県RDF運営協議会において、関係市町の総意のもとで御協議いただくという、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） わかりました。

終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） おはようございます。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。

今日は若いお二人の後で、先日、大久保議員のお話にもありましたが、ちょうどいろいろ体に支障が出てくる時期でございますが、それを乗り越えて頑張りたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目は、障がいのある子どもたちの保障をとしました。県立子ども心身発達医療センター開設！、エクスクラメーションマークをつけさせていただいたのには、やっぱり意味があります。

5月21日、県立子ども心身発達医療センターの開設記念式典が行われまし

た。県立草の実リハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、このたび県立子ども心身発達医療センターとしてスタートをしたわけです。

このたび新しく建てられました県立子ども心身発達医療センターは、医療法に基づく病院であると同時に、児童福祉法に基づく福祉施設でもあり、障がいや発達に課題のある子どもたちの専門医療・福祉機関として、小児の医療提供体制、療育体制を充実させ、子どもの心と身体の発達支援の拠点となる場であるというふうに認識をしています。

見せていただきましたけれども、素晴らしい建物であります。受診する子どもたちが、受診から入院しようねと言われたときの、その入院に至るまでの診察室からそのまま入院に移行できるような、そんな細かい気配りもありましたし、入院中の子どもたちが子どもらしく生活を送れるような配慮というのも見えてとれました。

開設記念式典では、知事はじめ多くの来賓の方々から、医療、福祉、教育の連携を図りながら、子どもたちの発達支援を全方位から行っていく拠点なのだというお言葉があったかと思います。多くの方々の長年の願いでもありました、この三重県立子ども心身発達医療センターに対して、どんな思いを込め、センターのこれからにどのような期待をされているのかということにつきまして、まず、知事にお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県立子ども心身発達医療センター開設に関する思いであります。

発達支援が必要な子どもが健やかに成長するには、心と体の両面、あらゆる方面から総合的に支援することが重要であり、子どもたちやその保護者の将来への不安や悩みなどの切実な思いに応えるため、多くの関係者の長年の悲願であった県立子ども心身発達医療センターを、この6月1日に開設いたしました。

運営面について、次の三つの連携が大変重要であると考えています。

まず、一つ目は、多様な職種間の連携です。新センターでは、医師、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員等、様々な専門職種が連携し、心と体の両面から専門性の高いチーム医療の実現を目指します。

二つ目は、隣接する関係施設との連携です。

新センターは、県立かがやき特別支援学校の草の実分校、あすなる分校を併設し、一体的に整備をしており、また、隣接する国立病院機構三重病院は本県の小児医療の拠点であることから、これらの関係施設と緊密に連携することにより、県立かがやき特別支援学校のコーディネーターを介した学校現場との連携強化や、小児科診療が必要な合併症のある患児の受け入れなど、医療、福祉、教育が連携した、専門的で総合的なサービスや支援を提供していきます。

三つ目は、地域との連携です。

発達支援が必要な子どもたちに対して、身近な地域において早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう、市町等との連携を強化します。具体的には、市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口設置の働きかけや、総合相談、療育の中核となる専門性の高い人材の育成、地域への巡回指導による技術的助言等を行うとともに、発達障がい児等のための支援ツール、Check List in Mie、CLMと、個別の指導計画の幼稚園、認定こども園、保育所への導入をさらに促進していきます。

また、ハード面につきましても、新センターの整備に当たりましては、個室の増設や親子入院室の新設、親子で入れるトイレや授乳コーナー相談室の新設、充実等を行い、子どもたち一人ひとりの状況に応じて、よりよい環境で診療が受けられるようにしました。さらに、電子カルテの導入や院内保育所の設置など、職員が働きやすい環境の整備にも配慮しております。

本県では、半世紀以上にわたり肢体不自由児や発達障がい児等の医療、福

社の充実に、全国に先駆けて取り組んでまいりました。これまでの取組の成果を継承、発展させていくとともに、今後は海外の先進地の取組も視野に入れながら広く情報収集し、本県の取組に生かしていきたいと考えています。

県立子ども心身発達医療センターは、子ども一人ひとりがその子らしく豊かな人生を送るための基本理念のもと、三つの連携を基軸として関係者が一体となり、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を実現する総合拠点として、先進的な取組を展開するとともに、発達支援が必要な子どもたちが安心して暮らせる地域づくりに貢献してまいります。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

今まで本当に長い歴史の中で培ってきたことに加えて、新しいことも取り入れながら進めていただこうとしているということがよくわかりました。

子どもたち一人ひとりがやっぱり発達を保障される、その存在を保障されるという、そういう拠点に、全国の中でも稀有な存在であるというふうに思いますので、大変期待をするところであります。

この開設記念式典の日に、このセンターとともに県立かがやき特別支援学校も見せていただきました。

医療棟から3階の屋上スペースを通り抜けると体育館があります。かわいい色とりどりの跳び箱ですとか、体育の授業に使うようなものも置かれてありました。2階にはあすなろ分校として16の普通教室、1階におりると草の実分校として15の普通教室があります。あすなろ分校においては、基本的に教室は向かい合わないような、そんな設計になっているかなというふうにも思わせていただきました。あすなろ分校、草の実分校ともに、音楽室、図書室、情報室等は、配置をそれぞれにさせていただいてもあります。

子どもたちにとって一人ひとりのパーソナルスペースを確保するということはもちろんであります。廊下なども含めて十分なスペースが保障されて、落ちついて学習できる環境はとても大切だなというふうに改めて感じたところです。

特別支援学校には、センターとして地域の学校支援をする役割というのがあるわけですが、県立かがやき特別支援学校は、ほかの特別支援学校と役割は全く同じなわけではないというふうに考えます。児童精神科と連携のある、そういう学校でもありますし、各地から児童・生徒が集まってもきます。県立子ども心身発達医療センターと一体となって子どもの発達支援をするわけですから、学校としての、教員一人ひとりの専門性というのは格段に高くなるというふうに考えます。

今後、特にあすなる分校を中心として、どんな役割を県立かがやき特別支援学校は果たしていくのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 特別支援教育を進めていく上での県立かがやき特別支援学校の役割についての御質問でございます。

県立かがやき特別支援学校は、三重病院や県立子ども心身発達医療センターに併設し、病院に入院する児童・生徒の前籍校へのスムーズな復帰を目指して、多様な教育的ニーズに対応する教育活動を展開しています。

同校は、医療や福祉と緊密に連携し、県内の特別支援学校の中核として、専門性の高いセンター的機能を提供していきます。具体的には、発達障がい等のある児童・生徒への教育支援の拠点として、四つの役割を担います。

一つ目は、各県立特別支援学校への助言です。県立かがやき特別支援学校が入院する児童・生徒への指導を通じて蓄積したノウハウを、研修等を通して地域の特別支援学校に伝達をします。各特別支援学校は、得られた知識、技能に基づき、障がいの状況に応じた指導方法や内容について、次に小・中学校等へ助言をします。

二つ目は、児童・生徒への支援です。

入院する児童・生徒だけでなく、退院した児童・生徒についても前籍校の担任等から相談に応じます。また、小・中学校等においても、対応が困難な児童・生徒については、県立かがやき特別支援学校のコーディネーター等が直接訪問し、教育相談等を実施します。

三つ目は、発達障がい支援に関する情報発信です。

指導方法や内容等について、全国の先進的な取組をホームページ等で発信するとともに、教材等のライブラリーを設置し、指導に役立つ書籍や教材を各校に貸し出します。

四つ目は、研修の実施と指導者の育成です。

県立子ども心身発達医療センターと連携した発達障がい支援や、児童・生徒の状況を的確に把握し、指導する手法に関する研修会等を開催し、教員の専門性の向上と指導者の育成を図ります。

県教育委員会としましては、先ほど述べさせていただきましたが、かがやき特別支援学校が四つのセンター的機能を発揮することで地域の特別支援学校をリードするとともに、それぞれの特別支援学校が各地域の小・中学校等のニーズに応じた支援が展開できる体制を目指していきたいと考えております。

また、例えば小・中学校の教員が県立かがやき特別支援学校に勤務し、指導のノウハウを身につけた後に地域の小・中学校に戻る体制をとるなど、小・中学校等における発達障がいに係る指導の充実も図っていききたいと考えております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

センター・オブ・センターとよく言いますが、そういう存在として専門性をしっかりと発揮していただくようにということを期待申し上げます。

特にあすなろ分校については、津市立南郊中学校、高茶屋小学校の分校であったものが、センターの新設、それから県立かがやき特別支援学校への一本化によりまして、病弱というくくりで県立学校へ組み入れられたものというふうに理解をしているんですね。

これまで何度も児童心理療育施設、これは、かつては情緒障害児短期治療施設と言いましたが、現在は児童心理治療施設等と言われてはいますが、この悠の子どもたちが通う、桑名市立悠分校の県立学校化ということについて

ては、過去に山本勝議員も、それから私も取り上げさせていただいたことがあるんです。理由としては、手厚い教員配置体制が必要であるということ、それから、様々な環境要因によって情緒のあらわれ方が偏っていたり、そのあらわれ方が非常に激しかったりするなどの情緒障がい等が見られて不安定な状態に置かれている子どもたちであって、その子どもたちに対応するには専門性が必要であることなどを申し述べてきていました。

悠分校の子どもたちがあらかず所見というのも様々でありまして、複合的です。県立かがやき特別支援学校開校を機に、子ども心身発達医療センターとの具体の協議や、一人ひとりの子どもの特性を理解し、適切な対応や教育を進める中で、先生方が身につけていかれる専門性スキルというのをぜひ、さっきも言っていたいただきましたけれども、生かしていただきたいなというふうに思うんですね。

直接的に生かす方法は、例えば先ほど小・中学校からかがやき特別支援学校に教員が研修に来ていただくというふうなことをおっしゃいましたけれども、例えば人事の一体化を図るという意味での県立学校での対応というのも考えられるのではないかなというふうに思いますけれども、この点に関する廣田教育長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 悠分校については、事情等もいろいろ学ばせていただいているところでございます。

今のところは、私も先ほど答弁させていただきましたし、議員のほうからも御紹介がございましたように、やっぱり人事で悠分校の方を県立かがやき特別支援学校に来ていただいてノウハウを身につけて戻ってもらってという、そういうできるところから始めたいなというところを、確実にしていきたいというふうに考えております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 県教育委員会には、現在、悠分校については本当に実態をよく御理解いただいて、事務職員、養護教諭、それから加配等、今年度については4月から新たに加配もいただいたということで、大変感謝を申し上げ

げるところです。

でも、教員配置の課題というのは大きいと思うんですね。ここで皆さんにちょっとフリップを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

一つはこのことです。これについては、山本勝議員の質問でも触れられました。設置主体別で特別支援学級等の定員が違うということですね。特別支援学校は6人に対して担任がということであり、市町立特別支援学級については8人がということですが、この中身を丁寧に見ていきますと、実はもう一つ、標準法によって違いがあるということが明らかになります。

次のこのフリップをごらんください。（パネルを示す）

色分けをしてあるのは、例えば小学校の、白が2年生、青が3年生、ピンクが4年生というふうにお考えをください。特別支援学級においては学年によってクラスは分けませんので、学年をまぜて8人で1学級というのが原則であります。でも、障がい種別が同じであり、重複障がいがない場合に限られますけれども。特別支援学校の場合は学年をまぜないということが原則でありますので、この2年生、3年生、4年生は、それぞれ1学級ずつになる、3学級というふうになるということが原則であります。

ということは、例えば悠分校のように、二、三十人の小規模な学校においては、この差が非常に影響が大きいということもぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

今まで教育委員会とだけやりとりをさせてきていただきましたけれども、でも、一方で、福祉面での課題というのも非常に大きいと思います。

児童相談センターが中心になって、結果、措置として子どもは、悠という施設に来るわけですけれども、設立以降、施設におきましては、県内の子どもたちが圧倒的に少ないという状況が続いています。

なぜ県内の子どもたちが少ないのか。既に調べて動き出していただいているともお聞きをしているところなんですけれども、まずその課題を解決して、三重県の子どものための発達保障に資する場として、悠が認識されていくということが必要であろうと思います。

今後、県立かがやき特別支援学校あすなろ分校と子ども心身発達医療センターの連携も一層進んでくると思われますし、あすなろ分校の先生方の知見、スキルも向上してくると。

先ほど申しましたけれども、特別支援学校の教員が悠分校に異動すること、なぜこれを申し上げるかというもう一つの理由は、子ども心理治療施設は、期間が半年から2年というふうに短期に限られているということです。やっぱりすぐに専門性を発揮して、子どもたちに対していただくことが一方では必要だからこそ、県立との人事交流等も、あるいは県立学校化も進めたいというふうな思っているところです。

成果が見え、様々な課題が明らかになってくる中で、県立かがやき特別支援学校あすなろ分校の、将来的にです、悠が分教室としてあるというあり方も視野に入ってくるのではないかなというふうに考えるところです。

答弁は求めませんが、行政には継続性も大変必要だと思いますが、知事におかれても、私もそうですが、この議場に来たときにもう既に悠はできていて、悠分校も桑名市の学校としてスタートを切っていたわけですが、実態を見て、攻めの姿勢で転換をするということも、またこれはありかなというふうに思えますので、これから時間はかかるかもしれませんが、子ども心身発達医療センターと県立かがやき特別支援学校のあすなろ分校と、それがどうやって協働していくのかということと、専門性がより高まったならば、一番きちっと届けるところはどこかということもぜひお考えいただきまして、悠分校の措置については、今後、お考えをいただきたいというふうに思うところです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

二つ目の、この中での課題に入りたいと思います。

医療的ケア児童の地域の学校への就学についてというふうにさせていただきました。在宅医療が必要な子どもたちについては以前からやりとりをさせていただきましたが、今日はそうではありません。医療的ケア、様々ありますけれども、例えば胃ろうや腸ろう等をしているですとか、ここに気管切開をしてあいているけれどもというような子どもたちが、地域の保育所、幼稚

園、そして市町立の学校へつながるであろうという子どもたちについてお伺いをいたします。

私自身、気管切開しているけど、元気に走り回っているお子さんに余り出会ったことはありませんでした。でも、実際に、ああ、本当にそんな子どもたちがいるんだということや、普通、気管切開をしていると、声帯カニューレというものを装着しないと声を出して話をするのは難しいというふうに言われていますが、声帯カニューレを装着していないにもかかわらず、医師でさえなぜかわからないけれども、声が出て話ができるお子さんというものが実際にいるということを知りました。

その子どもたちは、ほかの子どもたちと学ぶことを選んで、市町立の学校に行くことを選ぶ可能性は高いのかなというふうに思っています。義務教育については一義的に市町の責任ということは十分に存じ上げておりますけれども、医療的ケアの必要性を伴って就学する子どもたちに対して、例えば市町の財政力の差ですとか、そういうものによって受け入れの可否、あるいは保護者のかかわり等が決定されることが、本来的にはあってはいけないのではという観点からお伺いをいたします。

文部科学省調査では、平成27年度ですけれども、公立小・中学校における医療的ケアが必要な児童・生徒の人数は839人というふうになっています。県内全域においては、市町立の小・中学校に入学しているケースは現時点であるのでしょうか。あれば、その現状についてお聞かせをください。

それから、国においてもインクルーシブ教育システム推進事業、学校における医療的ケア実施体制構築事業など、様々な事業が予算化されていますが、県として、医療的ケア等が必要な子どもたちの市町立の学校への就学にかかわって、ベースとなる手引きというのでしょうか、ガイドラインというのでしょうか、そういうものの作成をするなど、基本的な考え、体制の構築が必要であるというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。よろしくお伺いをいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 県内の小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童・生徒は、各年度11月時点でございますが、平成26年度は18校に18名、27年度は19校に20名、28年度は20校に22名となっており、徐々に増加をしております。

医療的ケアの実施につきましては、平成23年12月に文部科学省から、特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応についてが通知をされ、基本研修など一定の研修を受けた教員が、看護師の配置または活用などを前提に、たんの吸引等の医療的ケアを実施することができるようになりました。

また、この国の通知には、小・中学校においても学校と保護者の連携協力を前提に、原則として看護師等を配置し、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいことが示されております。

このため、各市町教育委員会においては、児童・生徒の状況に応じて当該校に非常勤職員として看護師を配置し、対応をしているところです。医療的ケアの必要な児童・生徒については、看護師とともに管理職や教員等がチームとして丁寧に対応することが必要であるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、各小・中学校において医療的ケアを適切に実施することができるよう、国の通知や制度等、医療的ケアを実施する上で留意すべき事項や、既に医療的ケアを実施している市町の取組事例等を取りまとめた資料を作成して、市町教育委員会の就学担当者に周知をしていきたいというふうに考えております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

もう既にそういう子どもたちは小・中学校に入っているということですね。であるならば、先ほどお答えいただきましたように、いろんな経験が少しずつではあろうけれども、現場に蓄積されていっているというふうに思いますので、それをおまとめいただいて、初めて受け入れるというところができるだけ戸惑いがないように、子どもたちがやっぱり保障されるようにということでお進みいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2番目の項に移ります。

みえ性暴力被害者支援センターよりこの取組についてお伺いをします。

国は、2020年までに、各都道府県に少なくとも1カ所はレイプなど性暴力に遭った被害者が治療や相談を受けられるワンストップ支援センターを設置することを目標に、開設・運営の手引きを2012年に公表し、進めてきているところです。今年度4月時点では38都道府県に39カ所、このセンターが設置されているということになっています。

三重県でも2015年6月、2年前ですけれども、みえ性暴力被害者支援センターよりこが開設されました。丸2年ということになります。よりこの名前がどこから来たかということですが、（パネルを示す）これがホームページの1ページ目になります。

御存じでしょうか。よりこは寄り添う心から生まれた名前ということになっていて、このホームページには子どもたちに向けた文章も入っていますし、様々なリンクも張られています。

リンクについて、望まない妊娠レスキューダイヤルが入っていませんでしたので、これ、入れるべきじゃないのという話をさせていただきましたところ、早々にリンクに張っていただくという対応をいただきました。ありがとうございます。

現在、このよりこには、心理カウンセラー等、認定資格を有する相談員2名が、平日午前10時から午後4時まで対応に当たっていただいています。電話相談、医療機関の紹介、面接相談、弁護士による法律相談や付き添い支援などをしていただいているんですが、そこでお伺いをいたします。

2年が過ぎようとしています。現時点で、相談件数等を含めたよりこの実態はどうなっていますか。また、みえ性暴力被害者支援センターよりこの成果と課題についてお伺いをいたします。お願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） みえ性暴力被害者支援センターよりこの取組と、それに伴います成果と課題について御質問いただきました。

まず、2年間の取組でございますけれども、先ほど議員から御紹介がございましたように、平成27年6月1日に性犯罪や性暴力被害者の相談窓口であるみえ性暴力被害者支援センターよりこを開設以来、この2年間の累計相談件数でございますが、本年5月末で延べ660件となっております。

これは、専用ホームページによる案内のほか、新聞、テレビ等のメディアを通じた広報、広報カードによる街頭啓発、それから、電車のドアにステッカーを貼ったりとか、あるいはフォーラムや出前講座等を開催するなど、様々な形でのPRに努めた結果であると考えております。

相談の傾向といたしまして、開設当初は過去の被害に関する相談が非常に多かったんですけども、最近では被害を受けてからすぐに相談をいただくケースが非常に増えてきておりまして、医療機関や警察とも連携して、早い段階からの支援が可能となっております。

また、よりこの活動状況でございますが、被害を受けた方からの電話や面談による相談、それから相談室を有した車両を用いての出張相談、それから、弁護士による法律相談に加えまして、医療機関あるいは検察庁や市役所などに一緒に出向くといった付き添い支援というものもっております。この付き添い支援につきましても、最近非常に増えてきておるといところでございます。

相談内容によっては他機関の専門性が必要となる場合もございますので、県の各機関、例えば児童相談所であったり女性相談所等々でございますが、そういう機関であったり、医療機関、警察等関係機関と連携会議などを開催いたしまして、情報共有を図っているところでございます。

こうした緊密な連携体制の構築により、相互に適切な支援機関につなげるなど、相談者に寄り添った支援を行っているところです。

一方で、課題でございますが、国の調査によりますと、性犯罪や性暴力被害は表面に出にくく、被害者が誰にも相談できずに一人で悩んでいるといった傾向も見られることでございますので、今後も県民の皆さんにより広くよりこの存在を知っていただく取組を進める必要があると考えております。

また、認知度の向上に伴いまして、相談件数が増加するとともに、相談員の一層の専門性も重要となつてまいりますので、相談支援機能の充実、あるいは関係機関との連携をより強めていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 2年間で660件と、最初の2カ月でも結構な件数はあったかなというふうに思いますけれども、やっぱり相談するところがあれば声を出せるんだなというふうにも思わせていただきます。2名でやっていただいているので、付き添い支援とかが増えてくるとなかなか大変なのかなというふうにも思いますけれども、国において、センターの設置及びセンターの安定的運用が可能となるように、性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金、これが2017年度、初めて1億6000万円計上されています。2分の1、または3分の1の補助をこの交付金で行っていくというふうに行っているんですけども、今後、一層よりこが相談窓口として認識をされ、ワンストップで被害者が支援されるために、どんなことがこれから必要だというふうにお考えか、また、交付金について、交付要綱が出されてからの対応になるうかとも思いますが、県として予算を組まなければ意味がありませんので、この点についてもあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 今後の取組といたしましては、よりこのホームページの一層の利便性向上を図ってまいります。また、学生など被害に遭いやすいと思われる方々、あるいは養護教諭など身近に相談を受ける方々を対象とした出前講座を行うなど、引き続き様々な機会を捉え、広報、啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、多様な相談に適切に対応できるよう、今年度はみえ犯罪被害者総合支援センター主催の多様な講師による研修を12回にわたり受講するなど、相談員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

さらに、関係機関との情報交換、情報共有による連携支援体制を一層強化するとともに、民間を含めた新たな連携先の検討も進めておるところでござ

います。

今後とも国の動向を注視いたしますし、先ほど議員から御案内がございました今年度創設される内閣府の交付金、これにつきましてはまだ要綱等ができておりませんし、県への内示額がまだわからないような状況でございますけれども、こういったものを有効に活用しながら、効果的なPRも含めまして、よりこの機能強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ホームページの利便性向上ですけれども、よりこという名前を知らなければなかなかそこにヒットしない。若い方が、やっぱりネットで調べると思うんですけれども、性暴力とかは打たないだろうと思うので、どうしたらここにたどり着くのかなということも含めてお考えをいただきたいなというふうに思っています。

先ほど申し上げましたけれども、これだけ相談件数が増えてきて、同行支援があると。今後伸びてくるということだと、やっぱり相談に係る相談員の人数というのも大きな課題なのかなというふうにも思うんですね。先ほど交付金のお話もありました。これからだと思いますけれども、できるだけ充実させる方向でお取組をいただきたい。

なかなか難しいことだと思いますが、24時間ホットラインを引いているところが11カ所あります。途中で転換したところがどうかということを見ますと、相談件数が約1.8倍に増えているというようなデータもあります。急にはそうはならないと思いますけれども、夜間、どう相談に対応していくかということもあわせてお考えをいただきたいなと思いますので、お願いをしておきます。

6月8日に衆議院において性犯罪を厳罰化する刑法改正案が可決、通過をして、現在、参議院で審議をされており、今国会で成立するだろうというふうに思われていますけれども、現行の罰則、明治40年の現行刑法制定以来、基本的にその構成要件が維持されているということで、現状とかみ合わない。

4点大きく見直しをかけようということに進んでいます。

細かいことは申し上げませんが、四つの中の2点は、余りにも量刑が現在の認識と合わないので、もう一回それを考えようということ。それから、もう一つは、子どもへの性的虐待があるということで、監護者によるそういうわいせつ罪ですとか性交等罪について新設をされるということ。それから、もう一つが、強姦等は親告罪、本人あるいはその代理者の告訴によるということでありましたけれども、これを非親告罪化するという、この4点が盛り込まれています。

そこでお伺いをしたいと思うんですが、この法の成立によってよりこの活動に今後影響が出てくるようなことというのはあるのでしょうか。

もう1点、監護者によるわいせつ罪及び性交等罪については、家庭内での性的虐待等を念頭に新設されたものというふうにお聞きをしていますが、どうやってその被害を大人が知るところになるのか、誰が発見するのかを考えるときに、子どもにどう対応するのかというのが大きな課題だと考えられます。この点に関して、保護者等からよりこに相談があるかもしれません。どのように対応していこうとお考えでしょうか。お願いをいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 刑法一部改正によるよりこへの影響等につきまして御質問をいただきました。

先ほどお話がございましたように、刑法の一部改正により性犯罪が親告罪から非親告罪になる見込みでございます。

よりこは、現在でも警察への被害届の有無に関係なく、性犯罪や性暴力被害の相談を受け付けております。また、幅広い相談も受けてきたところでございます。

こうしたことから、法改正後の相談状況については、子どもの相談を含め大きな変化はないものと思われませんが、法改正後の影響や動向につきましては、引き続き注視しながら、様々な相談に適切に対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

特に子どもへの相談体制の強化につきましては、よりこは様々な年代の方から相談を受けておりますけれども、子どもの場合は、子ども特有の心身のケアへの配慮も求められることから、必要に応じて連携する専門機関に適切につないでいくことが重要だと考えております。

また、今年度は子どもの性虐待に関する研修へ相談員を参加させることと考えておまして、子どもを含めた支援が適切に進むよう、相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） どうぞよろしくお話をしたいと思っております。

この法は、見直しがかげられたとはいえ、例えば保育所とか幼稚園、それから放課後児童クラブ、学校等での対応について、書き込みがないのではというふうにも言われています。幼い子どもたちから話を聞くというのは大変難しいことです。今、関係機関の研修等もというふうに言われましたけれども、民間でこれは役に立つなというふうな研修もあります。詳しいことは著作権の関係があるので申し上げられませんが、リフカーという研修があります。

これは、アメリカの子ども虐待評価研修センターのコーナーハウスというところで開発された性虐待被害に遭った子どもたちへの初期対応面接のプロトコル、手順を定めたものです。何をすべきで、何をしてはいけないかということが、本当に明確にその研修では伝えられます。

実際に面接をする、ロールプレーをするということも含めての1日びつちりと8時間の研修になっていますが、大変有効であると。私自身も1回受けたことがあるんですが、受けて感じました。1回で十分かと言われると、そうではないと思っておりますけれども、そういう民間の研修等も利用されることをぜひお考えいただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

最後、3点目です。県立一志病院のあり方についてお尋ねをします。

6月5日の知事提案説明の中で、長く懸案であった県立一志病院の運営形

態について、大きな方向転換が示されました。三重大学と連携した総合診療医の育成、看護師等の人材育成、入院機能の維持、地域包括ケアシステムの構築など、一志病院の築いてきた成果を高く評価し、公的関与の必要性を認めた上で、知事はこんなふうに述べられました。

現在求められている病院の役割や機能を前提とすると、安定した経営は厳しい状況にあること、平成21年度に策定した県立病院改革に関する基本方針に沿った民間への移譲は困難であると考えていること、次期保健医療計画の今年度中の策定にあわせ、改めて一志病院の運営形態について、関係者の意見も聞きながら県と市の役割分担も踏まえ、今年度の早い時期に示したいということ、こういう内容であったと思います。

県立一志病院は、県立病院改革に関する基本方針において、民間移譲への方向性が示されたものの、その後の「病院の姿」可能性詳細調査では受け皿が見つからず、直ちに民間移譲の手続を進めることは困難であることから、当分の間は県立県営での運営を行うとされました。

この当分の間は県立県営でという文言が、その後、言葉はどうかと思いますが、大きな足かせのようなものになって、経営改善は強く求められながらも中長期的な計画は立てられない状況を生み出し、医療スタッフをはじめ現場の皆さんのモチベーションにも影響してきたとお聞きをしています。

そういう意味で、今回の知事の御英断は、時間はかかったものの一定の方向性を示されたという点で評価をさせていただきたいと思いますし、現場に未来への希望を与えるものだというふうにも思います。

そして、何よりも県立一志病院のあり方について、長く心配しながら見詰めてこられた地域住民の皆さんに安堵の思いが広がっているのではと思うところ です。

ただ、民間移譲という方向性が大きく転換されることとはいえ、運営形態については今後示されるということですから、ここからの議論が大切になってくると考えます。

そこで、今後の一志病院のあり方を考える上でポイントとなる点を幾つか

ただしておきたいと思います。

まず、様々な実績等についてお聞かせをいただきたいです。

1点目、過去数年の一志病院における研修医等の受け入れ実績、県内への定着状況、総合診療医の育成拠点として、県として今後どのように維持、発展させていこうとお考えか。

2点目、地域看護や訪問看護を実践できる看護師等の育成を図るプライマリ・ケアセンター、県は昨年度設置いただきましたけれども、その活動状況、今後の展開はいかがでしょう。

3点目、総合診療医の拠点として、全国的にも注目を浴び、多くの研修生、医学生が一志病院に集まる中で、高まってきた病院の様々な機能について、取組が始まって以降、救急患者の受け入れ人数も大幅に増え、地域住民の皆さんの安心感も随分高くなったことと推察をしますが、初期救急医療機関としての受け入れ実績と、入院機能の維持を続けるための今後の課題について、よろしく願いをいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 県立一志病院のこれまでの取組の成果、さらに、今後の医療と介護を提供するに当たっての県の展開についての御質問でございます。

まず、本県の今後の医療政策の中での総合診療医に期待するところから説明をさせていただきます。

平成26年6月に医療介護総合確保推進法が制定され、市町の役割としまして、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築が求められております。また、県の役割としましては、市町の取組を支援し、医療・介護人材の確保のために必要な取組を行うとされておるところでございます。

このため、県としましては、特に人口減少が進む地域におきましては、総合診療医が重要な役割を担うものと考えており、三重大学と連携しながら、一志病院を拠点としまして総合診療医の育成と確保に取り組んでおるところでございます。この後御説明いたしますけれども、着実に成果を上げてい

ただいており、県内のほかの地域の医療提供体制に対しまして、多大なる貢献をしているというところでございます。

今年度策定いたします次期保健医療計画におきましてもこの取組を位置づけ、積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

一志病院におきましては、平成19年度から三重大学家庭医療学講座の協力を得ながら、総合診療医による診療を中心とした医療、それから、介護と連携した医療を提供してまいりました。その間、研修生のための宿泊施設を整備し、毎年60名程度の医学生の受け入れを行ってきており、これまでに初期研修医61名、後期研修医25名の受け入れを行ってきております。

また、平成26年度の僻地医療拠点病院の指定によりまして、県内医療機関へ医師を派遣するなど、当病院を拠点としました総合診療医の育成と確保に取り組んできているところでございます。

これらの取組等によりまして、三重大学総合診療ネットワークによりまして、平成29年4月現在におきまして、38名の総合診療医が県内各地で診療に取り組んでおるという状況でございます。

また、総合診療医の育成とあわせまして、地域でプライマリ・ケアを実践できる医療・介護関係者を育成することを目的としまして、平成28年10月に一志病院に、三重大学の協力を得まして、三重県プライマリ・ケアセンターを設置いたしました。

このセンターでは、これまで身近にあって総合的な看護を提供できるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成するための研修会を2回開催し、175名の参加を得るとともに、情報交換等のためのネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。

今後は、介護関係者等も対象に、地域でプライマリ・ケアを実践できる人材を育成していきたいと考えておるところでございます。

こうしたこれまでの成果を踏まえまして、今後につきましては、当地域の在宅医療を含む地域包括ケアシステムのあり方を議論する中で、三重大学や津市など関係者と十分に連携し、この地域における在宅医療を含む地域包括

ケアシステムについて、どこがどのような役割分担のもとでどのように担っていくのかについて検討を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔長谷川耕一病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長谷川耕一） 救急患者の受け入れ状況と入院機能を維持していくための課題について答弁をさせていただきます。

県立一志病院においては、初期救急医療を担う医療機関として、24時間365日体制で救急患者の受け入れを行っております。

その受け入れ実績でございますが、総合診療医の育成拠点となる前年の平成23年度では946件の受け入れでございました。これが年々増加してまいりまして、平成28年度におきましては1348件となり、23年度と比べて42%増加してございます。

これは、医師数が増加したことに加え、消防機関との定期的な合同勉強会による連携の強化や、救急隊と医師とのホットラインの開設などによるものと考えております。

また、診療所などの医療資源が十分でなく、高齢化が進展しております白山・美杉地域において、入院機能を持つ唯一の病院であります県立一志病院では、地域のあらゆるニーズに対応できるプライマリ・ケアを実践する中で、通院が困難な患者に対して、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅療養支援も積極的に行ってきております。

その実績は、先ほどと同じく、平成23年度では2411件でございましたが、28年度では4195件と、74%もの大幅な増加となっております。さらに、美杉・白山保健医療福祉連携会議の開催や、顔の見える会への取組の支援など、医療、介護、予防などの多職種の連携も積極的に推進しているところであり、地域包括ケアシステムの構築に向けて、県立一志病院の担うべき役割はますます重要なものとなっておりますと考えております。

今後も、地域唯一の入院機能や救急医療などの県立一志病院に求められます役割をしっかりと果たしていくためには、プライマリ・ケアを担う医師や看

護師などの医療従事者を安定的に確保する必要があると考えております。

このため、現在も協力をいただいております三重大学家庭医療学講座との緊密な連携のもと、引き続き医療従事者の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 大きく3点についてお聞かせをいただいて、大変実績が上がっている、数値的にも件数が増えていたり、そういうことをお聞かせをいただきました。

県立一志病院は、総合診療医の育成という分野では研修医が全国から集まってくる。先ほど38人の方が県内に定着をというふうにお聞きしましたが、県外の方も、もちろんここで研修を受けて県内に残っていただいている方もおみえになるというふうに思うんですね。そういう意味では、三重県内の医療を推進するという一つの大きな助けになっているところでもないかなというふうに思うんです。その評価というのは非常に高いものがあります。

先ほどお示しいただいた実績に至るには、一朝一夕ではとてもできることではありませんし、長きにわたりまして三重大学、それから津市との連携のもとで、病院スタッフや関係者の皆さん、それから地域の皆さんも協力しながら努力してきた結果というふうに受けとめますし、その御尽力に本当に敬意を表するところです。

時間もありますので、次に移らせていただきたいんですが、県立一志病院の今後の運営形態について、恐らく現段階でお答えいただくことは難しいのかなと推察をしながら、その上で、知事は、関係者の意見もお聞きした上でというふうにもおっしゃいました。病院スタッフはもちろんのこと、地域住民や行政関係者、多職種連携の中にいる関係者の皆さんのお声を、引き続きしっかりと聞いていただくということを望みます。

そして、これまでの皆さんの活動が評価され生かされる、そのための運営

形態を求めたいとも思います。

あわせて、直接の地域としてかわる津市、並びに総合診療の分野で引き続き連携が欠かせない三重大学、この両者との協議が重要であることは言うまでもありません。今後も、丁寧かつ綿密な協議を県に求めておきたいと思っております。

そこです。難しいだろうというふうには申し上げたんですが、今年度の早い時期にとおっしゃっていますけれども、次期保健医療計画の年度内策定というのを考えると、遅くとも今年度半ばにはお示しいただかないと間に合わないのではというふうに想定されますが、いつごろを目途にお示しいただくというふうにお考えでしょうか。お願いをいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 県立一志病院の今後につきましては、まずは地域住民の皆さんに対する医療提供体制に支障が生じないということを中心に考えながら対応していきたいと考えております。

具体的には、在宅医療を含む地域包括ケアシステムにつきまして、記載することを予定しておりますけれども、次期保健医療計画に反映する必要がございますことから、議員も御指摘のように、計画の策定スケジュールを念頭に置きながら、津市及び三重大学とともに、新たに津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会、仮称でございますけれども、6月中に立ち上げたいと考えております。

その検討会におきまして、在宅医療を含む地域包括ケアシステムのあるべき姿につきまして検討をさせていただき、その中で県立一志病院の運営形態の方向性についても、地元住民はじめ関係者の皆様、地域包括ケアを担う方々の御意見も頂戴しながら、県と津市の役割分担も踏まえて、年内には検討結果を取りまとめたいたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 答えにくいところをお答えいただきまして、ありがとうございました。

検討会を6月中に立ち上げていただけるということで、その中でどんな議論が行われるのかなというのも見せていただきたいなというふうに思います。しっかりと御検討をいただいて、ここからどうしたらいいのかなというのを、結論をお出しいただきたいと思います。

ずーっと今までの県立一志病院の実績について、多くをお聞かせをいただきました。委員会の中でも報告をされているところでありまして、何を今さらというふうに思われた方もいらっしゃるかもしれません。けれども、この実績と評価こそが、今後の運営形態を定めていく議論のベースになるというふうにも考えますし、ぜひ大切にしていきたいという思いから、繰り返しになったかもしれませんが、お伺いをいたしました。

最後に、二つ申し述べさせていただきます。

一つ目は、次に示していただく、年内にはというふうにさっきおっしゃっていただきましたが、運営形態についてです。

従来のようにといたしますか、民間移譲という結論が出て、それが難しいのどいうときに、当分の間というふうについたような、当分の間ですとか当面などの表現が使われることがないように強く望みます。現場のモチベーションが下がってしまうと思いますので、これ以上やっぱり現場を失望させることがないようにということは求めておきます。

二つ目は、これは私個人の見解ですけれども、今後も総合診療医の育成拠点として全国に発信をして、多くの研修生や医学生にこの三重の地に来ていただくのならば、やはり県立病院として位置づけていただくことが望ましいのではないかとこのように考えております。

様々な実績をしっかりと評価していただいた上で、消去法ではなくて攻めるという姿勢で、県立として一志病院があるようにということを心から期待をし、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

残り1分になりました。どうして今回、私がここにずっと立ち続けているかというふうに不思議に思った方がおありやったかもしれません。坐骨神経痛で、座るよりも立っているほうがきちんとやりとりができるから、こう

やって1時間立たせていただいて、やりとりをさせていただきました。医療は大切だということを最後に申し上げまして、質問を終結させていただきました。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続します。31番 津田健児議員。

[31番 津田健児議員登壇・拍手]

○31番（津田健児） 今朝ちょっと予習をしましたら、ちょっと時間が足りないので、もう早速、通告に従って質問に入りたいと思います。

家庭教育の自主性の尊重についてでございます。

名前ですか。済みません。ちょっと緊張していました。

自民党の津田健児でございます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことが、あらゆる教育の基盤として重要であります。

しかしながら、核家族化や地域社会のつながりの希薄化を背景として、子育ての悩みや不安を抱かえたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。そして、家庭、家族のありようが変化する中、孤立しがちな家庭や、子育て、しつけ、教育に不安を感じる家庭が増加

しており、家庭教育の充実が必要とされています。

また、教育基本法第10条第2項においても、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と努力義務を課しておりました。

このような背景の中、今年3月、今回のみえ家庭教育応援プランの策定に至りました。

このたび策定されたみえ家庭教育応援プランを一読させていただきました。講演会、ワークショップ、広報紙などの情報の提供、相談業務、人材の育成、家庭教育支援チームによるアウトリーチなど様々な問題に対応できるよう網羅的に策定されていました。また、家庭教育の自主性の尊重に注意を払いながら、家庭教育の押しつけにならないよう、内容に踏み込むことのないよう配慮されているように思いました。

保護者は子の教育について第一義的な責任を有する者であり、また、家庭教育の自主性は尊重されなければならないものであって、行政の家庭教育の押しつけにならないように細心の注意が必要であることは確かです。最高裁判決でも、親の教育の自由を親の権利として認めていますし、子どもの教育に対する一定の支配権も認めています。

さらに、平成18年、教育基本法改正時国会においても、小坂文部科学大臣やその後の歴代の大臣らの答弁でも、「国は、具体的な内容について規定していない。」「国が教育内容に介入することは適当ではない」としています。教育基本法の中に、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」の文言が加えられたのは、親の教育の自由と行政が行う家庭教育支援との間にある緊張関係が意識された結果であると思います。

このような理由から、家庭教育支援を行う上でその内容に踏み込みづらいのは当然であることも承知しておりますが、これらを十分承知の上であえて言わせていただくと、私はその緊張関係の中においても、学校教育で行われる内容について家庭や地域に理解を求めたり協力を求めていくことは、非

常に大事なことだと思えます。法すれすれのことを行政にお願いしているような感じですが、特に道德教育については、家庭、地域の理解、協力は不可欠であると思えます。

話は変わりますが、今年4月、自民党の有志9名で、世界で最も幸せな国、ブータンへ行ってまいりました。山本勝議員を団長に4泊7日の行程の、修行の海外調査のような感じでした。電気も水道もとまる。トイレも使えない日もありました。あの野口正議員が帰ってきたら、数週間、体調を壊して下痢になったということも聞いております。

そういう視察でございましたけれども、様々なインフラが整っていない発展途上国です。国民所得は七、八十万円、それでも国民の9割以上は自分たちの生活に満足し、そして幸せに思う国であります。ブータン人は、経済的には遅れていても、自分たちの国や伝統文化を誇りに思っていて、民族衣装もほとんどのブータン人が着用していました。

また、自然を大切にする国であります。例えば、森林は国土の60%以上、田んぼや畑を入れたグリーンは80%以上でなくてはならず、貧しくても開発を容易に認めないし、海外からの投資も簡単には認めていません。

学校教育は非常に重要な役割を担っておりまして、国民総幸福量、GNH政策を担う最も重要なものとされています。

日本の教育がどちらかという国や社会の目的のためということよりも個人、個の幸せのためにあるのだとするならば、ブータンはどちらかという国、ブータンの教育は国の政策を支える大きな役割を演じており、GNHを高めるものとして存在するように思いましたが、しかし、学校に訪問すると、国の政策の縛りみたいなものは感じることはなく、むしろ自由に学校運営をしているように思いました。

先ほど、ブータン人は自分たちの伝統や文化を非常に大切する国だと言いました。我々はわずか4日間の滞在でしたが、会う人会う人から愛国心を感じることができました。また、それは国が上からということよりも、親から子、また孫へ、強くリレーされていくものだと感じました。

ブータンへの視察には、ブータンへの旅には、必ずガイドがつかなければなりません。ルールです。当初は、ある国のように見せたくないところを見せないように、ある意味、監視のような想像をしておりましたが、今思うとそうではなく、海外からのお客さんに自国の文化や伝統をよりわかりやすく伝えたいがためのルールに思っています。

4日間、ガイドさんから様々なお話を聞かせていただきました。まず、ブータンでは、両親からしっかりとブータンの文化や歴史や伝統を大切にすることを教え込まれるようでございます。

また、先生としての地位が非常に高く、絶対的な存在であります。昔話の中で、学校で怒られたことを親に言うと、もう一回親から怒られた話をよく耳にしますが、その話をしましたところ、強く共感をしていただきました。ブータンは、昔の日本のように、学校で行われていることを全面的に家庭や地域が応援する、支えることが当たり前の国でありました。

質問に戻りますけれども、このたびのみえ家庭教育応援プランですが、まだまだ地方公共団体の中でも計画を策定していない自治体がほとんどの中、積極的に家庭教育支援に取り組んでおられることは敬意を表したいと思えます。しかしながら、学校教育の内容を家庭や地域に理解、協力を求めていく文言がないことを非常に残念に思うところでございます。

学習習慣、生活習慣、読書習慣、非常に大事です。イクボスやお父さんの育児休業取得だとか、ワーク・ライフ・バランスもそうではありますが、しかしながら、今、我々が直面している最も大きな課題の一つは、学校で行われている教育を家庭や地域が支えられていないことだと私は思います。そのために、学校で行われている内容、特に道徳については、家庭や地域に理解を求め、助け合うことが大切であると思えます。

そこで、子ども・家庭局長にお伺いします。

家庭教育の自主性の尊重は注意すべきところでございますが、この家庭教育支援の中で家庭や地域によって学校教育を少しでも支えていただけるように、特に学校で行われている、来年から教科化される道徳ですが、教育委員

会と連携しながら家庭や地域に理解、協力を求めていくことは非常に大切と
思いますが、どうですか。いきなり家庭教育の自主性の尊重だと、テレビを
ごらんの県民の方々が理解できませんので、プランの概要とともに教えてい
ただきたいと思います。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、家庭教育の自主性の
尊重に対する基本的な考え方を御答弁させていただきます。

少子化の進行など社会環境の変化に伴いまして、子育てやしつけ、教育に
不安を感じる保護者、それから、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家
庭が増加しております。

そこで、本県では、平成28年度にみえ家庭教育応援プランを策定しまして、
家庭の自主性を尊重しつつ、保護者とともに社会全体で子育ての喜びを育ん
でいくように、家庭教育応援の取組を進めることとしたところでございます。

御質問のあった家庭の自主性に関してですけれども、今、家庭の規模や形
態、家族同士のかかわり方など、家庭、家族のありようが多様化している中
で、一つ一つの家庭、家族の形が寛容に受け入れられ、全ての人が立場、境
遇の違いを超えて、豊かな人間関係を築いていくことが重要となってきてい
ます。

それは家庭教育の多様性についても同様でございますので、それぞれの家
庭が選択した考え方や方法は最大限尊重されるべきで、県の家庭教育応援の
取組が価値観の押しつけにならないように、厳に留意しなければならないと
いうふうに考えております。

しかしながら、その一方で、例えば、子どもは慈しみ育てることが大切で
あることとか、虐待は許されないものであることとか、生活習慣を定着させ
ることが重要であるとか、こういった論をまたない社会全体の共通認識と言
えるもの、あるいは法律や条例にうたわれていることについては、これは家
庭に対してしっかりと適切に伝えていく、あるいは啓発していく必要がある
と考えております。

こうしたことから、家庭教育応援の取組を進めるに当たりましては、家庭の自主性を尊重するという基本姿勢をしっかりと持たなければなりませんけれども、家庭に委ねるべきことと社会から家庭に伝えていくべきことをしっかりと整理しまして、多様化する家族の形やそれぞれの家庭が置かれている実情に応じて対応していかなければならないと考えております。

学校教育の内容に関しましても、こうした基準に応じてしっかりと整理をして、伝えていくということは可能であるかというふうに考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 社会通念上、虐待はだめだとか、生活習慣を定着させること、そういうことは常識的なことであって、やっぱりみんなが考えてやるべきだというものについては、何が家庭教育の自主性の尊重に反するかについてはいろんな議論をしていただいて、教育委員会と連携して道德教育に食い込むような工夫をちょっとしていただきたいなというふうに思っております。

確認みたいになりますけれども、教育長に、同じような答弁になるかもしれませんが、答弁になっていただきたいなとは思いますが、再質問させていただきたいと思っております。家庭教育の自主性の尊重ということで、結構その歯どめが、ブレーキがかかっているところもありますけれども、教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と結構踏み込んでいます。

学習指導要領でもって道德教育を進めるに当たっては、家庭や地域社会との共通理解を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、相互の連携を図るよう配慮する必要がありますと、学習指導要領に書かれています。

さらに、文部科学省のホームページから取り出しました解説、先生用の解説なんですけれども、そこにも、家庭や地域社会との交流を密にしてください。具体的な連携のあり方については多様な方法を工夫してくださいと。学

校は家庭とともに補い合い、連携をしながら、一貫した道德教育を進めることが重要であるなどとも書かれています。

ただ、今日の一般質問が決まってからこの数週間、地元の陳情だとか相談事があるたびに、自治会長やPTA会長にこの話をさせてもらったんですね。学校からアプローチがあるかないかだとか、道德教育について相談があったかどうかだとか、道德が議題になって話し合ったことがあるかということを知ったら、全員がそんなことはない。ただし、道德の授業があったときは案内をいただきましたということなんですね。

だから、半歩ぐらいは前進しているのかわかりませんが、これから家庭教育支援がどんどんどんどん始まって、家庭や地域のところに入ってきますので、それをやっぱり利用していただいて、教育委員会も道德教育に対して、学校で教える道德教育の内容について家庭や地域に協力を求めたり、理解を求めるような工夫をぜひとも積極的にしていただきたいと思っています。同じような質問ですけれども、よろしくお願いします。

○教育長（廣田恵子） 子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道德性を養う上で、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちにかかわることが必要だと考えております。このために道德の授業を公開したり、家庭で道德教材を活用したりするなど、道德教育における学校、家庭、地域の連携を進めることが大切であるというふうに考えております。

昨年度は、小・中学校合わせて7割の学校が道德の授業参観を実施しました。今年度も、市町教育委員会と協力して、道德の授業参観の実施や道德用教材、「私たちの道德」の家庭への持ち帰りについて取組が進むよう働きかけてまいります。

さらに、本年7月、教職員や保護者、地域の方を対象とした「命を大切に
する教育フォーラム」を開催いたします。本フォーラムは、子どもの心の変化の兆しに大人が気づき、子どもたちの自己肯定感を高める取組がさらに進むよう、専門家の講話とか学校の実践事例を通じてその意義や方策を学ぶものでございます。

今後も市町教育委員会と連携し、学校通信や保護者向けの講演会などで道徳に関する話題を取り上げるなど、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの道徳性を養うことができるように努めてまいりたいと考えています。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） これは、三重県総合教育会議の資料だったと思うんですけども、（資料を示す）ホームページからとらせていただきました。その中で、「道徳教育に関する諸調査、道徳教育の実施状況集計結果抜粋」というプリントをプリントアウトしたんですけども、三重県の場合は、地域の人々の理解や協力を得るための取組を行ったが小学校78%、中学校74%なんです。授業参観を行うことによって行ったというような集計なのかなというふうに思っておりますけれども、やっぱりそれだけではなくて、子ども・家庭局と色々な相談をしながら、家庭教育に入っていけるようお願いをしたいなというふうに思っています。

三重県総合教育会議の議事録というか、そういうのもホームページで見せていただきました。結構、会議では道徳教育がかなり議題になったり、家庭教育支援もかなり議論がありますけれども、この連携の仕方についてはなかったんですね。だから、これは絶好のチャンスだと思うんですけども。

そこでちょっと知事にお伺いしたいと思うんですが、ぜひとも5日の三重県総合教育会議の中で、この家庭教育において、学校で行われている道徳教育の中身が地域に発信され、家庭に発信され、理解を求めたり協力を求めるような工夫ができるように、三重県総合教育会議で取り上げていただきたいという提案なんですけれども、知事からよろしく願いをいたしたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 三重県総合教育会議の年間スケジュールを私、忘れてしまったので、どのタイミングでどうというのは、今、この場では申し上げられませんけれども、先ほど福永子ども・家庭局長が答弁しましたように、家庭の自主性を尊重するのは大前提のもとで、日本で例えばいじめはあかんとか命を大切にとかというようなことは、学校だけじゃなくて家庭でも共通に

一緒にやったほうが子どもたちの本当の心に届くケースもあると思いますから、学校でやっているような内容、いじめのこととかでも学校で言っていることについて、家庭も連携して一緒にやっていくような形ができることとその連携などについて、どのテーマのどのパートというのはこれから議論したいと思いますけれども、そういう連携の議論ができるように工夫したいと思います。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 知事が議長の三重県総合教育会議で、またさらなる取組が進んでいくようによろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問に入ります。

訪問型家庭教育支援、アウトリーチの充実についてお伺いします。

福永子ども・家庭局長もこのたびのみえ家庭教育応援プランでは、特にアウトリーチを充実したいなど、ぼろっとおっしゃっておられました。強弱、わかりませんが。

そこで、パネルを、待って。ちょっと時間がないので省かせていただこうかな。これかな。これですね。

これは、（パネルを示す）いかに親御さんが悩みを持っているかということで、年々増えていっていくという表でございます。悩みがどんどんどんどん増えていくというデータです。違うわ。

これは、（パネルを示す）こっちが。済みません、こっちが悩みがあると。さっきのほうは、悩みもあるけれども、相談する相手がいなくなっているということでございます。よろしく申し上げます。済みませんでした。

かつては、家庭の中にお兄さん、お姉さんや親戚関係でのおじさん、おばさんが一般的に存在してしまして、子どもたちと親子関係とは性格の異なる関係を構築していました。現在は家族構成の変化などにより、このような関係が必ずしも十分存在しなくなってきました。

子育てや教育に不安を覚える保護者にとって期待されるのは、身近な相談相手としての役割であります。かつては地域の中に怖いおじさん、ちょっと

おせっかいなおばさんが存在していたはずでありましたけれども、その昔のおせっかいな地域、ほっとけない地域コミュニティを再現することが、この家庭教育支援チームによるアウトリーチの目標であると思います。

この家庭教育支援チームは、身近な相談者、支援者として、行政とは異なる役割を果たすことが期待されています。例えば、学校や行政の相談窓口には気軽に相談しにくいといった点や、行政ではどうしても手が回らない部分があるといった課題については、家庭教育支援チームが身近な相談者として解決に貢献することができます。

また、そうした日常的な訪問型家庭教育支援の中でも、より専門的な支援や判断を必要とする場合や、長期的かかわりの中で、より専門的な支援の必要性が浮かび上がってきたりする場合なども想定されます。こうした場合は、現状において家庭教育支援チームの構成員には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーや教育相談員などが基本的に配置されていると思いますので、適切なところへつなげていくこともできます。

そこでお伺いします。

訪問型家庭教育支援、アウトリーチは、基本的には市町の事業なので、それぞれの市町によって特徴が出てくるとは思いますが、県の市町に対する支援の内容について教えていただきたいと思います。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、訪問型家庭教育支援、アウトリーチの充実について答弁申し上げます。

みえ家庭教育応援プランでは、複数の取組をまとめた家庭教育応援プロジェクトという取組群を三つのテーマで設定しております。そのうち、家庭教育を応援する地域のネットワークづくりというプロジェクトは、市町の状況に合わせて、例えばまちづくり協議会ですとか地域包括ケアシステムなど既存のネットワークを活用しまして、アウトリーチも視野に入れた家庭教育の応援ネットワークをつくらうとする取組でございまして、本年度から三つの市町と連携して、モデル事業を進めているところでございます。

このモデル事業においては、困難な状況を抱える家庭を孤立させないようにすることですとか、問題が顕在化する前に予防的な対応を行うことを重視しようというふうに考えてございます。このようなプロジェクトをどう進めていくかですけれども、まずは市町との連携体制の構築が不可欠になってまいります。

そこで、先般、新たに市町の福祉部局と教育部局にお集まりいただいて、連携会議を開催しまして、改めて県と市町や福祉と教育の連携の大切さを確認したところでございまして、今後より一層の連携を図っていくこととしております。

また、続くステップとして、家庭教育の大切さを広く地域の皆さんに啓発するとともに、地域人材の育成ですとか、乳幼児期からの保護者へのアプローチを図りまして、地域に既にあるネットワークを活用しながら、市町における保護者との顔の見える関係づくりを進めていきたいと思っております。

さらに、今後に向けて、津田議員からも御指摘いただきましたように、困難な状況を抱える家庭に対して訪問型の支援、これ、非常に重要と考えておりますので、市町のスクールソーシャルワーカーなどの専門的人材や民生委員、児童委員等との協働を進めるなどして、幅広いネットワークによってアウトリーチの取組を検討してまいりたいと考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） ブータンに行く前に、鹿児島県で家庭教育の講演会がありまして、勉強しに行きました。ちゃんと勉強していました。

大阪府大東市の教育委員の水野さん、この専門の方なんですけれども、その方から講演をいただいたときに、こういうことを言っておりました。家庭教育支援チームを結成するときに重要な要素があって、それは当事者性と、それから地域性、それから専門性、この三つをうまくバランスよくとってチームを組むのが一番いいんだということを言っておりました。

この当事者性というのは、PTAだとか、PTAのOBだとか、不登校で困っている親御さんが問題を解決して支援に回るだとか、やっぱりそういう

悩みを知っている人がいいということで、当事者性の人材が必要だと。

それから、地域性というのは、いわゆる自治会長とか、民生委員だとか、児童委員です。

専門性というのは、SSWだとか、保護司だとか、いろんなSCなんですけれども、やっぱりいろんなところへ家庭訪問、アウトリーチしていくと、それだけでも非常におせっかいなおじさん、お婆さんをつくって行って、コミュニティの結束力を高めているということなので、それだけでもかなり意味のあることなんですけど、やっぱりいじめがある、不登校になる、児童虐待がある、いろんな問題を抱えたときに、地域のネットワークを活用するのは一番大切なんですけど、やっぱり次のステップとして、その仕分けがきちっとできるような専門性を持った人が非常に大事だということを言っておりました。

新教育長、余り質問があるとかわいそうなので、要望だけにとどめますけれども、この（パネルを示す）スクールソーシャルワーカーの都道府県別人数なんですけど、これは津田事務所調べでございますので、正確ではございませんけれども、三重県が10名なんですけど、やっぱり比較してみると、スクールソーシャルワーカーの重要性について、他県と比べると余りプライオリティーが高くないのではないかなと私は思っております。

ですので、ぜひ、学校で発見される不登校も家庭訪問による不登校も同じ問題でございますので、教育委員会が抱えるSSW、SCについてはきちっと有効利用をしていただいて、そういった地域づくりに努めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

ICTの活用についてお伺いします。

みえ家庭教育応援プランにはICTの活用の文言はありませんが、親のライフスタイルの変化に合わせて、多忙な保護者でも多くの情報を受け取って、都合に合わせて参照したり、双方向のやりとりができるよう、ICTの活用ができないでしょうか。

情報提供や周知、広報のみならず、専門家とのネット上のやりとりだとか親同士のネットコミュニティなど、若い保護者のスタイルに合った取組が必要だと思いますが、どうでしょうか。

〔福永和伸健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（福永和伸） それでは、家庭教育支援におけるICTの活用について答弁申し上げます。

保護者に対し幅広い学習機会や情報を提供するためには、家庭の状況に応じたアプローチの工夫が必要でございまして、特に保護者同士が交流する機会に参加することが難しい方々に対しては、ICTの活用が大変有効であると考えております。

そこで、昨年度、県としては、保護者が楽しみながら学び、家庭教育の主体性が引き出される内容を盛り込んだ啓発コンテンツでございまして、みえの親スマイルワークというものを作成しまして、県のウェブサイト、みえ子どもスマイルネットに掲載したところでございまして。

今後、PTAの行事や地域のサークル等様々な場面を通じまして、その活用を図ってまいります。加えて、これから市町との連携を図ってまいりますので、その中でICTの一層の活用についても検討や提案をしていきたいというふうに考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） このICT、SNSといったらいいのかどうかわかりませんが、その活用については、基本的に家庭教育支援は市町ですけれども、このネットに関しては県が主導してもいいのかなというふうには思っております。

実は私もこのスマホにかえまして（現物を示す）、なぜかえたかというところ、ブータンへ行ったら、ガラケーを使っているの、私と野口議員だけだったんですよね。やっぱり便利ですね。初めは、電話をかけるのに1時間ぐらいしましたけど、電話をかけるだけで1時間ぐらいこうやって押していましたけれども、やっぱりある程度使いこなすと、使いこなすというか使えるように

なると非常に便利で、LINEなんかでも非常にコミュニケーションがとれますので、私の知らないところでいろんなことが進んでいるんだなというふうに思わせていただきました。

これを（現物を示す）使っているということを言いたいがための質問みたいになってしまいましたけれども、ぜひ県が主導して、よろしく願いをできたらなというふうに思っています。

次に、花卉花木の振興についてでございますが、数週間前、花の振興を質問したいということを言いましたら、企画員のSさんがやってきました、私が花の振興の質問をしたらだめなように、何で津田議員、するんですかというふうに言われました。

また、先ほどの議員総会のときも、一緒にブータンに行って結構友情を深めた山本勝議員が、何で津田君、お花、質問するんだと、おまえのイメージに合わないということを言われて、もう会派を抜けようかなと思いましたが、誰も悲しんでくれませんのでとどまりますけれども、非常に冷たい仕打ちを受けたわけでございます。ただ、藤田議員よりはいいかなと、イメージ的に合っておるかなというふうに思うんですけれども。

なぜこういう質問をしたいかという理由なんですが、伊勢志摩サミットの前に花いっぱい運動がありまして、これからもやっぱり継続してほしいということと、もう一つは、私も少年時代は非常に優しい少年でございまして、母の日と母の誕生日は結構近いんですけれども、小学校6年生までは母親の喜ぶ姿を見たくて、花を贈っていたんですね。もう中1からしなくなりましたけれども。そういう少年でございました。

ですので、母親への罪滅ぼしと言うんですか、先ほど稲森議員が給食の話をしていましたけれども、子どもの弁当はうちの母親につくらせていただいて、改めて申しわけないなというふうに思っておるわけでございますが、その気持ちで花振興を質問させていただきたいと思います。

パネルを見ていただきたいと思いますが、これは、（パネルを示す）切り花の1世帯当たりの購入量なんですけど、年々少なくなっているというグラフ

と、それから、特に若年層、若い方なんですけれども、年配の方は結構花を購入されるみたいなんです、若い人は花離れをしているという表でございます。

三重県には北勢地域にシクラメンなどの鉢物類、中北勢地域にはサツキ、ツツジなどの花木類、南勢地域はバラなどの切り花類など、地域ごとに特徴ある花卉、花木の産地があります。サツキの出荷量は全国シェア約6割、ツツジは約4割を占めており、ともに日本一。こうした花卉、花木全体の県内産出額は約75億円であり、全国第14位となっています。

また、去年は伊勢志摩サミットの開催に当たり、県民参加型のおもてなし大作戦を展開しました。その一つとして、三重県を訪れる方々をおもてなしの心と美しい花々で歓迎するため、花いっぱい作戦を県内全域で実施しました。花をきれいだと思う気持ちは世界共通であり、三重県内29市町で11万本以上が飾られ、大いに盛り上がりを見せました。

花によるおもてなしが伊勢志摩サミットのレガシーとして受け継がれ、今後も様々な場所で三重の花が積極的に活用されるよう、三重県としてもサミットが終わった後も取り組んでいただきたいと思います。

国においても、平成26年6月に花きの振興に関する法律が制定され、翌27年4月に花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針が示されました。その中で、都道府県は花卉の振興計画を定めるよう努力規定が盛り込まれており、三重県では、本年3月に三重県花き花木振興計画が策定されたところ です。

そこでお伺いします。

本年3月に策定された三重県花き花木振興計画に基づき、県は今後どのように振興を図っていくのか。また、花いっぱい作戦のような県民参加型の取組が継続されていくことが重要であると考えているが、県の考え方をお聞きしたいと思います。

また、3月に策定された計画の名称は三重県花き花木振興計画であり、他県の計画の名称は全て「花き」のみです。「花木」を入れているのは三重県

のみでありまして、花卉は全国生産高トップのサツキやツツジを指していると思われませんが、当然、花木を入れるからには、特に力を入れておられるのではと大いに期待してしまうのですが、その点も含めてよろしくお願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、三重県花き花木振興計画に基づく今後の振興策ということで御答弁を申し上げます。

本県は花木類を中心とした全国屈指の花き花木産地でありまして、品目別には、先ほど御紹介もいただきましたが、サツキ・ツツジ類、そして、そのほかに屋上緑化に利用されるタマリユウ等につきましても全国第1位というふうな出荷額であるということで、県を代表する農産物の一つというふうになっております。

こうした中、県では、花き花木産地のより一層の振興に向けて、花きの振興に関する法律に基づきまして、本県の特徴である花木振興ということの視点も加えまして、生産者や流通事業者など関係者から幅広い御意見をいただきながら、本年3月に三重県花き花木振興計画を取りまとめたところでございます。

この計画におきましては、「魅力あふれる花き花木産地づくり」と「花と緑があふれる環境づくり」を振興方針に掲げまして、具体的な取組といたしましては、生産振興や消費拡大、また、花育緑育活動の推進などを位置づけているというところでございます。

この中で、生産振興につきましては、全国的に認知された本県の花き花木産地の維持発展に向けまして、産地における新規就農者等の定着に向けた就農サポート、また、品質向上や生産コスト低減を目指した複合環境制御技術等の導入への支援、あるいは、白系サツキなど県オリジナルの新品種の育成や薬用植物等の新品目の提案などに取り組んでいるというところでございます。

また、消費拡大につきましては、様々な花の利用を呼びかける運動の展開

でありますとか、ショッピングセンターなど大規模集客施設での展示即売会の開催支援に取り組んでおります。

また、今後予定される県内での大規模なイベントにおける利用促進でありますとか、特に花木につきましては、都市緑化など公共的な場所における利用促進に向けまして関係者等への働きかけを行うなど、様々な場面で花を使ってもらう機会の創出と拡大に取り組んでいきたいと思っています。

また、花育緑育活動につきましては、特に子どもたちが花や緑を育てることを通して、優しさや美しさを感じる情操面の効果などが期待できることから、小・中学校における学校花壇コンクールへの支援を進めたいというふうに考えております。

また、県民参加型の花育緑育活動として、花の寄せ植えコンテスト、花のまちづくりコンクールやフラワーアレンジメント教室など、様々な主体によって花や緑に親しむ機会が創出されておりますので、引き続きこうした取組のサポートを進めていきたいというふうに考えております。

さらに、先ほど御紹介もありました、伊勢志摩サミットの開催に当たって展開されました花いっぱい作戦など県民参加型の取組につきましては、県民が花や緑に触れ、心豊かで潤いある生活を送る上で有意義な取組であるということでございますので、公共施設や観光施設における花の装飾の推進と情報発信、また、県民参加型の花育緑育を推進する人材の育成などの取組によりまして、引き続き地域を花で飾る県民活動をサポートしていきたいというふうに考えております。

今後も県民の皆さんの花に関する様々なニーズに対応していくとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や県内で予定されます大規模イベントなどに向けまして、関係団体の皆さんと連携し、花卉花木の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 様々な取組を紹介していただきました。どうぞよろしく

お願いします。

藤田議員から生産者の方だとか関係者の方を紹介していただいて、現場へと行っているいろんな話を聞いてきました。

花育なんですけれども、先ほどの表にも出ていましたけれども、若い人がなかなか花を買わないようになっていったわけですが、その一つの理由として、学校の花壇の面積が、花壇がどんどん少なくなっていった。これは動物を飼う、飼育小屋と同じ理由で、今、学校の先生など、環境の話、議論がありますけれども、やっぱり学校で先生が世話をするのが、ちょっと大変なもので、どんどん減らしていく傾向にあると思います。

やっぱり小さいときから土をいろうということは非常に大事でございますので、これ、教育委員会に質問はしませんけれども、そういったことも頭に入れていただきたいというふうに思っています。伊勢志摩サミットが終わっても、花いっぱい運動、ぜひともよろしく願いたいと思います。

議会に来るときに、私は国道1号と306号を通ってくるんですけども、津のそこら辺でも花がきれいに植わっているところもあるし、ちょっとすると草がぼうぼうのところもございますけれども、やっぱり花が植えてあるきれいな道を通ると、非常に幸せな気分になるわけでございます。先ほど、岡村農林水産部長のほうから市民参加型の取組を拡大していきたいというお話がありましたけれども、道路のことなので水谷県土整備部長からも、限られた予算の中、大変厳しい状況ではございますけれども、その件についてお聞かせ願いたいと思います。

○県土整備部長（水谷優兆） 県管理道路の花弁花木の植栽についてお答えをさせていただきます。

道路植栽については、都市部における良好な公共空間形成等のため、道路改良事業にあわせて取り組んできました。道路管理費が縮減する中、ふれあいの道事業などの住民参加型の道路管理も活用しながら、道路植栽の維持に取り組んでいるところであり、引き続き地域の皆さんのお力もおかりしながら、草刈りでありますとか道路植栽の維持に努めてまいります。

県道への新たな植栽につきましては、自治会などから継続的で安定した維持管理の申し出とともに施設整備の要望があった場合には、路肩やのり面といった既存の道路敷の活用が可能か、車両や歩行者、そして作業をしていただく方の安全が確保できるか、そして、一連区間の草刈りなど、維持管理費の縮減につながるかなどを検討した上で実施してまいりたいと考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） きれいな景観を維持していくということは非常に難しいところでございますので、継続性が保たれるかどうかというところが点なんですけれども、ぜひとも積極的に。知事、道路予算に食い込んでもらうとあかんのですけれども、その部分もぜひともよろしくお願いいたしたいなと思います。

ブータンの話にまた戻りますけれども、王宮の前を通ったときにガイドさんが、国王が花を植えていましたねと言うんですね。あれ、私、聞き間違いかな、訳し間違いかなと思ってガイドさんに聞きましたら、やっぱりワンチュク国王が花を植えておられたそうなんです。

これは珍しくなくて、たまに見かけるそうでございますけれども、やっぱり花を植えることも幸せな気分になりますし、花を見ることもやっぱり幸せな気分になりますので、ぜひとも道路に花が植わって、きれいな道を通りたいというのは県民全ての思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

消費拡大のための出口対策についてでございます。

今回の質問に当たり、私自身、生産者、花卉花木団体から様々な意見を賜りました。花の生産者は営業に出られない生産者も多く、県内外での情報発信の場づくり、消費者に向けたイベントの強化など、出口対策を求める声が多くありました。

改めて知りましたが、花を贈る記念日として毎月何らかのイベントがあり、

例えば2月のバレンタインデー、3月のホワイトデー、4月のサン・ジョルディの日、私は知らなくて恥ずかしいんですけど、皆さん、知っていらっしゃるかどうか分かりませんが、23日、女性は男性に本を贈るそうです。男性は女性にバラを贈るそうです。サン・ジョルディの日。5月の母の日、6月の父の日、9月の敬老の日、それでいい夫婦の日。私には余り関係ありませんけれども、11月22日。それでクリスマスであります。こうした日に皆さんも花を贈った経験があるのではと思います。

花卉花木の振興を図る上で、販路、消費の拡大に向けた出口対策は特に重要であると考えますが、今後、県はどのように取組を進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 消費拡大のための出口対策ということで御答弁を申し上げます。

花卉花木は県民の皆さんが心豊かで潤いのある生活を送っていく上で大切なものであるということで、花のある暮らしの提案を通して消費拡大を働きかけていくということは、非常に重要であるというふうに考えております。

このため、県では、これまで県内の花卉花木生産者、流通事業者やフラワーショップ等、花にかかわる関係者が参画いたします花の国づくり三重県協議会や三重県花植木振興会をはじめとする関係団体の皆さんと連携いたしまして、県産の花卉花木の販路や消費の拡大に向けて様々なプロモーションを展開してまいりました。

具体的には、東京で毎年開催いたします関東東海花の展覧会への参画、また、県内における花卉品評会と即売会、植木まつりの開催、また、県内ショッピングセンター等での寄せ植え体験教室や展示即売会の開催などを通じまして、花卉花木の消費拡大に努めてきたところでございます。また、先ほども議員からも御紹介いただきましたけれども、様々な記念日に開催されるイベントに合わせまして、花のプロモーションにも努めてきたというところでございます。

それで、先ほど紹介いただきました父の日に関連してなんですけれども、実は、本日も父の日にバラを贈るという取組の提案として、三重バラ組合の皆さんから、県民のお父さんを代表して県議会議長、副議長、知事に、三重県産のバラの花束を贈っていただくということになっておるところでございます。

こうした取組に加えまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて見込まれる首都圏等での需要の増加、また、伊勢志摩サミットの花いっぱい作戦などによる県民の皆さんの機運の高まりなどにも着目いたしまして、首都圏や県内において県産花卉花木の販路開拓や消費拡大を重点的に進めていきたいというふうに考えております。

首都圏等におきましては、出荷額全国第1位のサツキ・ツツジ類やタマリユ類等を中心に、都市緑化に適した花木類のプロモーション、また、首都圏の建設業者や緑化事業者等、実需者をターゲットにした展示会、商談会への参加、個別商談に対するサポートなどを行いまして、取引機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、県内におきましては、関係団体と連携も図りながら花卉品評会の開催でありますとか、県産花卉花木が一堂に会する大規模な展示即売会の開催、また、イベント等の機会を捉えたフラワーアレンジメント等の体験教室の企画やデザイナーが制作しました県産花卉花木をPRするオブジェ等の展示などに取り組んでまいりたいと思っております。

特に、本年度は12月2日と3日の2日間、津市のメッセウイングみえにおきまして三重県花フェスタ、仮称でございますけれども、これを開催いたしまして、県民の皆さんが花や緑に親しみ、県産の花卉花木のすばらしさを体感していただける機会を設けることとしておりまして、関係団体の皆さんと準備を進めているところでございます。

今後とも県内の花卉花木の生産者、あるいは流通事業者等関係者の皆さんと連携しながら、県産花卉花木の販路開拓と消費拡大についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） 私の質問に合わせていただいて、議長、副議長、花をいただけるということでございますので、よかったなというふうに思いましたが、半分もらおうかなというふうに思っております。

生産者の方とちょっとお会いして話していたときに、生産者の方が花を持っていくところなんです、大体市場か、あるいは、三重県の場合はトラックでやってきて積んでいく、そのパターンが多いみたいなんです、価格決定のイニシアチブが向こうに、バイヤーに取られちゃって、どんどん価格が下がっていくという話を聞きました。即売会、やっぱり消費者直になりますと、また生産者が強くなって、少しずつ値段が高くなっていくということでございます。

お隣の岐阜県なんか非常に盛んですし、静岡県でもあるみたいなんですけれども、大きな即売会に県の支援があるそうでございますので、そういうことも参考にしながら、ちょっと価格決定のイニシアチブが生産者に回るような、そういったことの工夫もやっていただきたいなというふうに思っております。

教育長に質問しなかったら、ちょうどええぐらいの時間になりました。

無電柱化対策についてお伺いします。

戦後、発展とともに多くの電柱が立てられました。その結果、電線が張りめぐらされ、電柱が立ち並び、まちの景観を損ねたり、歩行者や車椅子の通行の妨げになってしまうケースがあります。

また、近い将来、南海トラフ地震が発生すると言われていた我が県では、災害時に電柱が倒れ、道路が塞がってしまうおそれもあります。

さらに、最近では、無電柱化が世界遺産指定のための重要な要素にもなっています。

そうした中、無電柱化の重要性が一層高まっているところです。

また、国においても、昨年12月、無電柱化の推進に関する法律ができ、施

行されたところです。

そこでお伺いします。

県は無電柱化の推進のための計画を策定すべきだと考えますが、どうか。また、推進計画を立てる場合、まちの景観、防災、バリアフリーの観点など、どのような考えに基づいて計画されるのか、県のお考えをお聞きします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、県管理道路の無電柱化の取組についてお答えします。

本県では、これまでに県管理道路の電線の地中化を7市11路線、12.5キロメートル行い、現在、3路線で約2キロメートルの事業を実施しております。

先ほど議員から御紹介があったように、昨年12月、無電柱化の推進に関する法律が施行されたことから、今年度中に5カ年の整備目標や実施予定箇所などを定めた無電柱化推進計画を策定します。実施予定箇所の選定に当たっては、都市計画道路を対象に、防災やバリアフリーといった安全・安心の社会づくりや景観形成などの観点から選定を行います。

なお、電線の地中化のほか、軒下配線や裏通りへの配線といった手法も取り入れ、地域に合った取組を進めてまいります。そして、一層の取組を進めるため、新たに道路区域への電線、電柱の新設制限にも取り組むこととし、対象路線について電線管理者等の関係者と協議をし、平成30年度の実施を目指していきたいと考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○**31番（津田健児）** 道路のうち県道が占める割合がどれだけかわかりませんが、多分、市町の道路というのは非常に広いと思うんですね。今年度、無電柱化推進計画を立てられるということでございますけれども、ぜひとも市道、町道を巻き込んで、東京都まではいかないかもしれませんが、財政力が全然違いますので、また無電柱化が進むようによろしく願いたいと思います。

最後にまたブータンの話に戻りますが、ブータンから帰ってきて、あれだけチェックインカウンターで言うたのに、荷物が届かなかったんですね。本当にさんざんと言ったら、ちょっと失礼かもしれませんが。

ただ、もう一回ブータンに行くかと聞かれたら、即答はできないけれども、もう一回行ってみたいなって私は思います。なぜなら、やっぱりどンドンどンドンとブータンも国際化が進んで、情報がどンドン入ってきて、この幸せ度ナンバーワンの国がこれからずっと維持されるのかな。だから、10年後、20年後、もう一回、山本勝議員が元気であれば、ちょっと行ってみたいというふうに思います。

今日は、お花のことだとか、いつも毎度のことですけれども、教育の話だとか、景観の話だとか、いろいろさせていただきました。人から見ると、もうそんなの、どうでもええから、道に予算をつけてくれだとか橋をつくってくれということでございますけれども、せっかく政務活動費をたっぷり使わせていただきましたので、やっぱり心のそういった幸せ度が上がるような質問をさせていただいたつもりでございます。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 14番 濱井初男議員。

〔14番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○14番（濱井初男） 新政みえ所属の濱井初男でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、時間も必要だと思いますので、早速、一般質問に入らせていただきたいと思います。

本県におきましては、昨年5月26日、27日に伊勢志摩サミットが、そして、今年の4月21日から5月14日には全国菓子大博覧会が開催され、無事かつ大成功裏に閉幕いたしました。

これらは三重県の経済効果や知名度向上、さらには、愛着を持ってもらうなど三重の魅力向上につなげ、再び来県してもらうことで地域活性化を促進する機会となったと思います。また、若者を中心とした夢や希望につなげる

こととなるなど、大いに貢献したんだと、このように考えておるところでございます。

そして、同じような期待の持てる、来年開催の全国高校総体、インターハイ、平成32年県内開催の全国中学校体育大会、同じく32年開催の東京オリンピック・パラリンピック、翌33年開催が内定しております三重とこわか国体・三重とこわか大会と、スポーツのビッグイベントが続いてまいります。

今年はスポーツイヤー・元年として位置づけられたところであり、来年度はいよいよ、三重県での全国高等学校総合体育大会、インターハイの開催であります。今日は、大会愛称「2018彩る感動東海総体」、スローガンが「翔べ誰よりも高く東海の空へ」と決まりました、インターハイについて質問させていただきたいと思います。

ごらんいただきたいと思います。これが、（パネルを示す）ポスターでございます。すばらしいポスターだと思います。

今日はこれをつくっていただいた中学生、高校生のお名前等は紹介させていただく時間はございませんので、省かせていただきますけれども、決まりましたこの絵柄等を応募していた皆さん方、表彰も受けておられますけれども、そしてまた、応募していただきました全員に対して、ここに、この席をかりまして、私からも厚く御礼を申し上げたいと思います。皆さんの思いが（ポスターを示す）このポスターに詰まっていると思います。

平成15年に全国高等学校体育連盟理事会におきまして、23年度以降のインターハイをブロック開催することが決定されまして、これによりまして22年度の沖縄県までは県単独開催であったものが、23年度からは全国を9ブロックに分けて開催されているところでございます。

平成30年度インターハイは愛知県、岐阜県、静岡県、そして、幹事県であります三重県、ヨットは和歌山県で固定開催と、こういうふうになっておりますけれども、実施されることになっていまして、大会期間は30年7月26日から8月20日の26日間というふうに決定しているところでございます。

大会の愛称、スローガン、シンボルマーク、総合ポスター図案は、東海4

県内の中学校、高校、特別支援学校の中・高等部に在籍します生徒に平成27年6月から9月にかけて募集し、できました。東海4県8139作品、うち県内6528作品の応募があったと伺っております。選ばれた生徒はもとより、応募者全員の思いが込められていると、このように思います。そして、第27回全国菓子大博覧会・三重で、高校生活動推進委員がインターハイの概要紹介などを行ったと聞いています。

機運は少しずつ高まりつつありますけれども、まだまだ全県的なレベルまで至っていないのではないかと、このように思います。全国から出場する高校生やその関係者約14万人が宿泊もされるであろうと推定されているところでございます。三重県の知名度向上、よさをPRする絶好の機会ともなります。

そこで、まず、平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催の狙いや、開催で何を期待しているのか、本大会の三重県実行委員会委員長であります知事のほうからお話を聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） インターハイ開催の狙いや期待ということで答弁させていただきます。

本県において、全国高等学校総合体育大会、インターハイは、昭和48年に「燃えよ若人」をテーマに開催されて以来45年ぶりの開催となります。私が生まれる1年前でありますけれども、前回の大会では、三重県の選手の1人であった瀬古利彦さんが陸上800メートルと1500メートルで優勝するなど、三重の選手の目覚ましい活躍がありました。来年の大会についても、このような今後の日本スポーツ界を担うスター選手が三重県や今大会から出てくることも大いに期待しているところであります。

また、インターハイでは、競技に出場する選手のみならず、高校生が大会の開催準備と運営を支える立場から主体的に携わる高校生活動が特徴です。高校生が来県する選手をおもてなしの心で迎えることにより、様々な交流を通じ豊かな人間関係を築き、多くの感動や達成感を味わうことができる大会

を目指しています。

県としましては、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博の開催を通じて得られた安全対策や交通対策などの様々な経験やノウハウを大会に生かしていくとともに、大会に参加する選手がこれまで積み重ねてきた練習の成果を遺憾なく発揮でき、三重に来てよかった、また来たいと思ってもらえるよう、大会の運営に万全を期してまいります。また、大会期間中に想定される約34万人を超える来県者に対して、三重の魅力を発信する絶好の機会と捉え、市町や関係団体などオール三重の力を結集し、最高のおもてなしでお迎えしたいと考えています。

インターハイは、5年間にわたるスポーツイヤーでの最初の大きな大会です。記憶に残る、そして三重県らしい大会として成功させ、その成果や経験を三重とこわか国体に引き継ぐことで、スポーツによる元気な三重づくりを一層推進していくとともに、地域活力の創出につながっていくことを期待しています。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 御答弁いただきました。

主体的に高校生が活動をし、そして、おもてなしなんかをやっていただくように期待していると、そして、今まで培った安全対策等を、まさにこれを活用しながらやっていきたいと、そして、やっぱり三重のすばらしさというのを見てもらって、そしてまた、ぜひ三重へ来たいというような人たちをぜひ増やしたいと、こんなお話でございました。

そして、まさしく元気な三重づくり、子どもたちも夢や希望が持てる、そして、それが親御さんや地域の方々、県民の夢や希望にもつながっていく、こんな思いであろうかと思えます。ありがとうございました。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。

今年の3月21日、三重県実行委員会の第2回総会が開催されまして、大会の開催内容が明らかになったところでございます。この際、県民の皆さんの周知ということからも、大会の開催概要につきまして、開催目的、先ほど

知事からもお話ございましたが、ダブリますけれども、参加者の見込み数、県内会場、種目などについて簡単に御説明をいただきたいなど、こんなふうにあります。

参加した全ての方々に三重県でのインターハイは本当によかったなど、知事もおっしゃった、県外の方には再び三重県に行ってみたいな、こんなふうに見えるような大会にするために県全体で機運を高めていくべきだと思いますけれども、どのように大会を盛り上げていくのかお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） インターハイは、高校生最大のスポーツの祭典です。本県では、総合開会式とともに8市町において15種目の競技大会を開催し、参加する選手、監督、役員は約1万8000人となります。

また、大会会場は、現在建設が進んでいる県営陸上競技場のある三重交通Gスポーツの杜伊勢、津市のサオリーナ、四日市市の霞ヶ浦緑地テニス場（仮称）、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿などに加え、県立津高校、津市立芸濃中学校などでも開催する予定でございます。

これまで、三重県実行委員会のもと六つの専門部会を設置し、大会実施に必要な要項や方針を定めるとともに、会場地である8市町においては、今年4月から6月にかけて実行委員会が設立され、競技大会の開催に向けた運営計画の検討など、具体的な準備が進められています。

また、高校生が中心となって大会の広報活動や来県者へのおもてなしなどに取り組む高校生活動を行うため、県高等学校体育連盟加盟の68校に学校推進委員会を設置し、文化祭などの学校行事における大会の紹介、駅やショッピングセンターにおけるチラシの配布など、学校独自の取組を進めています。

また、各地区の代表生徒で構成する県推進委員会では、参加する選手、監督、役員に配る手づくり記念品として伊賀組みひものミサンガを作成するなど、おもてなしに向けた準備も進めています。

今後、県全域で大会を周知し、開催に向けた機運を醸成するため、県推進委員会を中心に、高校生の企画、運営による300日前イベントを開催する予

定でございます。高校生から三重県は南北に長いことから県内3カ所でPRをしたいとの意見を頂戴して、10月1日、8日、11月4日の3日間にかけて開催をいたします。また、これらの広報を全ての市町にも依頼していく予定でございます。

引き続き市町、三重県高等学校体育連盟、各競技団体等関係者と一体となって開催準備を着実に進めるとともに、大会の機運を全県で盛り上げていくよう取組を進めてまいります。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

これは実行委員会が立ち上げられたということ、それから、高校生は高等学校体育連盟加盟の68校で学校推進委員会が立ち上げられた。そして、いろいろ検討されておるわけですけれども、その中に、300日前イベント企画、あるいは伊賀組みひものミサンガだったか、そういったもので記念品をつくっていくということになると思うんですけれども。そして、来県者へのおもてなしへの参加を促していくと。高校生に対する応援もあるんですけれども、そういったことを通じて、スポーツ運営の機運を高めていくというお話でございます。

そこで、教育長に再度お聞きしたいと思いますけれども、県民への高校生の活躍に対する応援や、先ほどの来県者のおもてなしへの参加を促す具体的な取組、そこら辺、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○教育長（廣田恵子） 議員のおっしゃっていただいたように、インターハイというのが全県でということではまだまだというところは十分認識しております、8市町におきまして実行委員会を立ち上げておられますので、そこが中心になると思うんですけれども、先ほども申し上げましたように、300日前イベントとかある、また、100日前イベントとかそういう予定にしておりますが、そういうイベントについての参加依頼については、各市町の広報紙等、全県でお願いをしたいと思っております。それから、やっぱり選手が来るところだけではなくて、いろんなところで花いっぱい運動とか、そ

ういうことでおもてなしの心を、サミットでやったような感じのことを広げていけるように、各市町の実行委員会も通じまして協働しながら、お話を続けていきたいなというふうに考えております。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） これからどんどんやっていくというお話でございます。各市町ともしっかり連携していただいて、御協力もいただきながら、県民全体で盛り上げていけるような雰囲気づくりを広報も通じてしっかりとやっていただきたいなと、こんなふうに思います。

それでは、次に、六つの専門部会というのがございますけれども、その議論で見えてきた課題と問題点の有無などについて質問させていただきたいと、このように思います。

今後の主な取組として、開催準備業務及び運営に従事する競技担当教員の指定や、それから、競技役員、審判員、競技補助員の養成なんですけれども、具体的にどのように進めていかれるのか。

それからまた、競技種目別大会の運営経費もあります。それから、開会式の開催経費、あと、総務費とかいろいろあると思うんですけれども、そういったものの総額の概算額、現時点の検討状況、恐らくこれから市町とも詰めていく部分があると思うんですけれども、そういったところについてお伺いしたいと思います。

また、三重県における予想宿泊延べ人数は約14万人、来県者は34万人と予想されているわけがございますけれども、宿泊施設や交通機関の利用促進策につきましてもちょっとお伺いしたいなと、こんなふうに思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 六つの専門部会での議論において見えてきた課題と問題点について、3点御質問をいただいております。

まず、競技担当教員とか、それから審判とかの養成のことについてでございます。

本県で開催する競技大会の運営につきましては、会場地である8市町が主

体となって準備を進めているところです。

県教育委員会におきましては、今年4月から、各競技大会において運営計画の作成や業務分担の決定など中心的な役割を担う教員16名を会場地市町に、週3日程度でございますけれども、派遣をしております。

競技担当教員と会場地担当職員等の合同会議を定期的、約2カ月に1回開催しておりますが、そういうものを開催して、競技だけではなくて宿泊、衛生、輸送、警備、高校生活動等の内容などを含めまして、情報共有や意見交換を行っているところです。

また、円滑な大会運営に向けて、審判員等については県外研修等に派遣するとともに、進行、記録、放送、表彰等の補助員については講習会を開催して養成するなど、万全の態勢で大会が開催できるよう準備を進めていくこととしております。

開催経費につきましては、実行委員会、総合開会式及び競技大会の運営経費で構成されており、過去5カ年、平成24年から28年のブロック開催の幹事県で要した経費は、平均で5億3000万円程度となっております。

ただし、これらの幹事県における平均開催種目数が8種目であるのに対し、三重県は15種目と多いこととか、会場の施設、設備の状況とか立地条件はそれぞれ異なる場合がございますものですから、現在、競技大会の運営方法を工夫するなどして、会場地の市町と調整をしているところでございます。

今後は、大会の趣旨への理解を求め、寄附や協賛等も依頼していく予定としてございます。

宿泊施設の関係でございます。

これについては全国高等学校体育連盟が委託した宿泊手配事業者が行うことになっておりますが、県実行委員会としましても、旅館組合や会場地市町等と連携し、必要数の確保を進めているところでございます。

輸送、警備の点でございます。

大会で使用する競技会場は駅から遠く、公共交通機関での利用が難しい施設もありますが、鉄道、バス、タクシーなど各事業者と連携し、主要駅から

のシャトルバスの運行や既存路線の増便、増車などについて検討していきます。

また、運営に万全を期すため、障害となる事案の予防及び不測の事態に対する対処等、警戒、警備に係るマニュアルを作成するとともに、警察など関係機関に対して協力依頼を行っているところでございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 競技種目別大会の運営経費や開会式の開催経費などの総額の概算額は、その開催県によって規模が違う、種目が違う、多い少ないで変わってくるということでありまして、三重県は15種目、結構多いわけでございますので、そういうようなことから考えて、過去の実績、平成24年から28年の実績から勘案して、5億3000万円ぐらいだろうというお話だったです。

その中、国からの補助も当然狙っておるんです。それは今までの実績から大体わかるんじゃないかなと思いますし、それからもう一つは、それだけではやっぱりなかなか難しい。大会の円滑な開催を進めていくために、やっぱり県民からの協賛金というようなことも考えられているんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり、ちょっとお伺いできますか。

○教育長（廣田恵子） 5億何千万円と申し上げましたのは開催地の大体平均値でございます。種目が倍ほどになることでありますとか、あるいは施設の整備の状況とかございますので、三重県が5億円ということではなくて、もっとかかるというふうに思っております。

ただ、先ほども答弁させていただきましたが、県の負担と、それから市町の負担と、それから参加する参加料というのも徴収しますので、参加料の負担金とか、それとか、あるいは経済団体とか経済界にもお願いをしまして、協賛金等も合わせてそれに見合うような額を集めようということで、今、いろいろ準備を進めているところでございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） わかりました。ありがとうございました。

それから次に、平成30年8月1日に開催されることとなっております総合開会式の決定についてお伺いしたいと思います。

まず、どういう理由からここに決まったのか。伊勢陸上競技場、すごく大きな、広いところがあるんですけども、そこには決まらなかったのかというようなところをちょっとお話、聞かせていただきたいと思うんですけども。そして、恐らくといたしますか、選手の体調面なんかも考えておるのかなとは思うんですけども、高校生の発想を重視して、三重らしさを感じてもらえる式典となるようにすべきとも思うんですけども、この点についても、教育の一環として開かれますので、ぜひお聞かせていただきたいなど、こんなふうに思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 開会式の会場のお話と、それから、高校らしさの運営という点でございます。

まず、会場の決定のところでございます。

8月1日という大変暑い時期に総合開会式を行うことから、開会式会場は、大会を控えた選手等の体調に十分配慮した環境と、収容人数が多く、歓迎演技などができることが必要となります。

屋外の会場は、収容人数は多いものの、熱中症対策が難しく、また、施設の規模が大きくなると、仮設設備や人員配置に多額の経費が必要となることから、近年、総合開会式は屋内で開催されているのが現状でございます。

以上のことから、三重県におきましては屋内会場で開催をすることとし、県内最大級の屋内総合施設であり、平成21年全国高等学校総合文化祭、平成20年第11回全国農業担い手サミット in みえの開会式などを開催しました実績もある県営サンアリーナを会場とすることとしました。

総合開会式の内容につきましては、高校生の明るくはつらつとしたアナウンスにより式を進行するとともに、各校の高校生らが演技、演奏したり、また、大会の運営を補助するなど、全ての場面において高校生が主体的に携わることにより、選手、役員はもとより、参加した高校生全員にとって温かく

思い出に残るような開会式を行うこととしております。

さらに、選手団入場行進曲を工夫してみたり、あるいは、伊勢志摩の豊かな自然など三重を連想させる演出で歓迎演技を行ったりして、全国から集まった選手団が翌日からの競技大会に向けた活力を得てもらえるよう、三重らしい総合開会式になるように準備を進めていきたいと考えております。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） わかりました。ありがとうございます。

歓迎行事とか、通常、やっぱりこういう屋内でやる場合が多いと。そしてまた、第11回全国農業担い手サミットも開催されましたよね。たしか皇太子殿下が来られたと思うんですけども。そういうところでもあるしというようなことだったと思うんです。そうかもしれないね。そういった実績があるということから、ここに決まったというふうな御答弁でございました。

一昨日に新政みえに所属します廣議員から少し懸案といいますか、御指摘がありましたけれども、一部、トイレに、この前のお伊勢さん菓子博2017のときにちょっと問題があったというようなお話がありましたので、そこは来年度の開催に向けてしっかりと対応をお願いしたいなと、私からも要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、また一方、菓子博のときには、バリアフリーに対応した取組がありました、案内等があったと思うんですけども、その活用によって本来に来られた方が不安をなくして楽しく過ごせたというような感謝の声も多かったというふうに聞いておりますので、そういった部分をレガシーとして、それを生かしていただいたらなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの質問の中で津田議員のほうから花をとというような話もありました。今回もそういう花も生けていただくんだと思うんですけども、やっぱり文化の三重県ということで、本当、東京オリンピック・パラリンピックに向けての、ちょっと余談になってしまうんですけども、いわゆる文化プログラムの一環として、動いてもいいんじゃないかなとも思ったりも

するんです。

障がい者のほうも、知事同士の連盟もでき上がっていますし、本当はそういうふうなところから進めていってもらってもいいのかなと思うのです。それは今回ちょっと離れていますので、質問にもしませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたいなど、こんなふうに思います。

今回の質問で本当に結構ですので、次、移らせていただきますけれども、自殺予防対策の充実についてということでお伺ひします。

今回、質問するに当たって、本当に二、三日前、ようやく決まったような話でございまして、いろんなやりたいこと、あったんです。ただ、皆、帯に短したすきに長しというようなことで。

いろんな知事の政策集とか、そして、我が新政みえのビジョンなんかを見ておりましたら、ビジョンの中で自殺予防対策の実現についてということをお前から言っておきまして、これをぜひ、非常に幅の広い問題であって、難しい問題でもあるんですけれども、これをやらせていただこうかなということに決めさせていただきました。

それでは、質問させていただきたいと思います。

日本の自殺者は、平成10年以来23年まで14年間、連続して3万人を超えていました。よく言われるとおりでございます。その後、減少傾向で、平成27年は2万3152人になったとはいえ、まことに痛ましい、極めて深刻な事態が続いておるわけでございます。

三重県におきましては、ちなみに平成26年310人、27年は339人。これは厚生労働省の人口動態統計であります。

なお、警察庁でも同じように自殺統計として自殺者数を出しておりますけれども、厚生労働省は日本における日本人を対象、自殺あるいは他殺、事故死のいずれか、不明の場合も自殺以外で計上していると、こんな話でございまして、警察庁のほうは外国人も含めた数字になっておりますし、自殺発見時点で計上して、捜査等で自殺と判明した時点で計上しているというような、違いがありますので、若干警察のほうが多くなっています。

そういうことでございますけれども、パネルをごらんいただきたいと思
います。（パネルを示す）ごらんください。

これは上の部分が三重県の数でございます。下のグラフが交通事故死の三
重県の数でございます。

ごらんいただきますと、大体300人以上で、交通事故死より自殺者のほう
が多いと、極めて深刻な状態でございます。これは全国的に見ても、よく似
たグラフ、傾向が出ておるところでございますので、今回は省略させていた
だきます。そして、県当局では、本当に細かな数字も把握されています。年
代別とか、いろいろございますけれども、それで動いておるわけでございま
す。

そんな中で、自殺未遂者、結構行っているんですね。恐らく、少なくとも
その10倍は行っているんであると、こんなふうな話もありまして。このこと
は、自殺者や自殺を考えている人は我々の身近にいるはずなんです。WHO、
世界保健機構でございますけれども、この発表でも、日本の自殺率はトップ
クラスという報告でございます。

今年の5月30日に閣議決定されました平成29年版自殺対策白書、この概要
によりますと、我が国における若い世代の自殺は深刻な状態にあり、そして、
15歳から39歳の5歳ごとに区切った各年代の死因の第1位は自殺となっております。

このような状況は国際的に見ても深刻な状況でありまして、15歳から34歳
の若い世代で自殺が死因の1位となっているのは、先進7カ国の中では日本
のみであります。その死亡率も他国に比べ高いものになっています。年齢階
級別の死因では、15歳から39歳までの5階級で1位であったほか、10歳から
14歳、そして40歳から44歳、45歳から49歳の3階級でも2位というふうに今
はなっております。

平成18年に議員立法によりまして、自殺対策基本法が成立しました。自殺
に対する社会の認識を個人の問題から、そして社会の問題へ、自殺対策をボ
ランティア活動中心から行政の仕事中心へと、自殺対策が大きく動き出すこ

とになったわけでございます。

そして、政府において自殺総合対策大綱を2度策定しております。地域における取組が進められてきたところでございますけれども、自殺者数が平成10年の水準まで、そのおかげで減少してきた。しかしながら、決してまだまだ楽観できない状況であります。

そこで、質問をさせていただきたいと思います。

自殺対策について、県は世代別にどのような取組を行っているのか。特に、深刻な状態であります若年層の自殺対策、これについて具体的な取組をお聞かせいただきたいと思います。

三重県立こころの医療センター内のユースメンタルサポートセンターへの若年層の自殺対策推進体制構築事業、これも25年ぐらいでしたか、ずーっとこれを続けておりますけれども、この委託内容と成果等についても、ここでお伺いをしたいと思います。

そしてまた、全ての世代に共通する取組としましては、鬱病などの精神疾患対策、あるいは自殺未遂者や自死家族への支援についても、ここであわせてお伺いをしたいと、こんなふうに思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 自殺予防対策について御答弁申し上げます。

自殺は誰にでも起こり得る身近な問題でございまして、その多くが追い込まれた末の死であるとともに、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると考えております。

三重県の自殺者数は平成10年に452人と、全国と同様に急増いたしましたけれども、その後は減少傾向にあり、27年は339人で、人口10万人当たりの自殺者数をあらかず自殺死亡率では19.0ということで、全国平均の18.4を少し上回ったものの、例年は全国より低い死亡率で推移をしてきておるといことでございます。

全体の自殺者数は減少傾向にございますけれども、先ほど議員御指摘のと

おり、若年層、40歳未満につきましては横ばいで、毎年80人から100人前後の方が亡くなられているという状況でございます。これは自殺者数全体の約4分の1を占めておるといふことでございます。

本県におきましては、平成20年度から自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県自殺対策行動計画を策定し、取り組んでおります。

従前は、三重県健康づくり総合計画、ヘルシーピープルみえの中で取り組んできたということございますが、平成20年度からの計画策定、これを機に、自殺予防のための事業や相談窓口の充実を図ってきておまして、23年度にはこころの健康センター内に三重県自殺対策情報センターを設置し、このセンターを拠点として、市町、保健所、民間団体などの様々な関係機関と連携、協力して、自殺対策を総合的に進めてきております。

現在は平成25年度に策定しました第2次三重県自殺対策行動計画に基づき取組を進めておりますけれども、30年度からの第3次行動計画に向けまして、今年度は計画の改訂作業を進めておるところでございます。

次に、世代別の取組状況でございますけれども、中高年層への取組におきましては、男性のストレスの原因として仕事に関することが多いということから、職場でのメンタルヘルス対策の取組を働きかけるとともに、アルコール、鬱に関する啓発等を行っているところでございます。

議員御指摘のありました若年層への取組等につきましては、特に児童・生徒につきましては、周囲の大人がそのSOSに気づいて対応できるということが重要なことから、県立こころの医療センター内にユースメンタルサポートセンターを設置し、電話相談や対面相談を実施するとともに、学校へ出向いて、生徒及び教職員等に自殺予防教育を行っているところでございます。また、教育委員会と連携しましてワーキンググループを設置し、児童・生徒が悩んだときにSOSを出せるよう、教材の作成やモデル校での実践に向けた検討を行っているところでございます。

また、全ての世代に共通する取組としましては、自殺を考えている人は悩みを抱えながらサインを発しているというふうと考えられることから、家族

や友人、かかりつけ医等がそのサインに気づき、自殺予防につなげていくことが大変重要でございます。

このため、ストレス対処、鬱病に関する正しい知識の普及を目的とし、県民を対象としたストレス対処に関する公開講座、あるいは、内科等の開業医の方々を対象としましたかかりつけ医うつ病対応力向上研修等を実施しているところでございます。

また、自殺未遂者の支援、あるいは遺族の方の支援の取組についても大変重要でございますけれども、自殺未遂者支援としましては、未遂者に出会う機会が多いと考えられる医療機関の看護師や精神保健福祉士を対象に、未遂者の心理、あるいは、再企図の防止、これは自殺を再度企てる方が多いというところからでございますけれども、再企図の防止を目的とした研修会の開催、あるいは、「こころの声を聴かせてください」といったリーフレットを作成し、相談窓口を周知をしておるところでございます。

それから、遺族の方への支援に関しましては、先ほど申しましたこころの健康センター内に設置しました自殺対策情報センターで遺族相談、あるいは遺族の集いのわかちあいの会を開催するとともに、遺族の抱えている問題や悲嘆反応、悲しみ嘆く反応等の理解を深めるための研修会を開催し、遺族支援のための人材育成についても行っているところでございます。

以上、各種自殺予防に向けた取組を御説明申し上げたところでございますけれども、取組に当たりましては、関係機関相互の連携、啓発活動が重要となっております。自殺は、健康問題や経済的な理由など、原因が様々であることから、それぞれの原因に応じました関係機関が連携して、相談支援を行うことが必要でございます。このため、民間団体、国、県、市町、保健所等で構成いたしますこころの健康づくりネットワーク会議を開催し、連携を図りながら県内での取組を進めております。

さらに、各保健所単位におきましても、地域の機関で構成いたしますネットワーク会議を設置し、地域の特性に応じた自殺対策の推進に取り組んでいるところでございます。

また、こうした機関と連携しまして、9月10日から16日までの自殺予防週間や3月の自殺予防強化月間におきまして、自殺予防の周知啓発のため、県内各地の駅前やショッピングセンターなどにおきまして、街頭キャンペーン等を行っているところでございます。

さらに、県庁内におきましても、保健、医療、福祉、教育、労働、警察等の各分野の課長等で構成いたします三重県自殺対策推進会議を設置し、取組の現状や課題等について意見交換を行い、総合的な自殺対策を推進しておるところでございます。

また、市町との連携に当たりましては、市町支援として自殺に関する情報の収集や発信を行うとともに、事例検討会の開催などによりまして、対応困難事例への支援を行っておるところでございます。

また、自殺対策基本法の改正によりまして、平成30年度には市町においても自殺対策行動計画の策定が義務づけられておることから、今年度は市長、町長を対象としたトップセミナーを開催し、自殺の現状や自殺対策の理解を深め、計画策定に向けた支援を行っていきたくと考えております。

これまでも県内全域における啓発や人材育成に取り組んできたところございますけれども、冒頭申し上げましたように、平成30年度から5年間を計画期間とします第3次三重県自殺対策行動計画が始まります。この策定に当たりましては、今後示される国の自殺総合対策大綱を踏まえ、精神保健、教育、労働等に係る各関係団体との連携強化を図るとともに、関連する様々な施策との連動性を高め、総合的な自殺対策を推進していきたく考えておるところでございます。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） いろんな詳しい説明をしていただきました。ありがとうございました。しっかりと対応していただいておりますということを確認させていただきました。

平成26年度までは、この取組については自殺対策緊急強化基金により実施

された。平成27年度からは地域自殺対策強化事業交付金に財源が変わって、国の10分の10からどんどん予算が減らされておるので、国への提言、要望の中でも出ておりますけれども、そういった負担見直しに対するお願いと申しますか、そういう予算の確保について、全国知事会などの機会を通じて要望等を行っていく考えがあるかないかということをお伺いさせていただくのと。そして、若年層の自殺を計画する自殺企図者ですけれども、あるいは、精神病症状を呈する者に対してアウトリーチ型の支援というようなことも、これはやっつけておられると思うんですけれども、そういう部分ですね。

それから、若年世代の自殺の背景にははじめとか、あるいは虐待とか、家族との不和とか、あるいは性被害、親の精神疾患、学業不振、就職の失敗とか、鬱病等の精神疾患、希死念慮と申しますか、自死願望からちよつと行ったところ、そういったことがあるなどと言われておるんですけれども、若年世代については、インターネットなんかでの情報入手というのが物すごく多くなったと思うんです。

例えば、友達、親友が死にたいなと言うてきたら、自分、一緒に死んであげるといふような、短絡的にそういうふうな動きになってしまうような話もございますし、やっぱりもう今はインターネット時代ですので、ICTも活用したアウトリーチ策を強化するなり、それから、ホームページ上での情報提供なども効果があると思いますので、このことについても当局のお考えをお聞きかせいただきたい。

それから、第3次三重県自殺対策行動計画の策定、これから進めていかれます。市町との連携、市町の自殺対策計画の支援、これがありますけれども、先ほどトップセミナーと言われました。これは全国でずーっと進めてこられておるんですけれども、それも今後、計画的にやっつけていかれると思うんですけれども、今日はそれを質問させていただく時間もございませんので、どなたか、関連質問でもやっていただければなと思うんですけれども。そんなことを、気になるところがあるんです。そのことについて、今のトップセミナーは結構ですけれども、ぜひ市町と連携して、そしてまた、いろんな団体、

今日はみえ性暴力被害者支援センターよりこの話もありましたし、この健康福祉部の中のこころの健康センターとか今の情報センターでございますけれども、そういったところとか。それから、県内には20を超えるようなボランティア団体のようなものがありますので、いのちの電話というのがありますので、そういったところとのしっかりした連携を要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） いろいろ御提言いただいたと思えますけれども、まず、市町支援に関連しまして、今後の国からの支援につきましては、私ども県といたしましても、国への提言活動の中で必要な補助金の確保ということで、ずーっと、今年の春も、去年の秋も、提言活動の中に加えて回らせていただいているところでございます。

それから、こころの医療センターにおきますアウトリーチの状況でございますけれども、こころの医療センターの取組、ユースメンタルサポートセンターとしての取組としましては、このアウトリーチとともに専門相談窓口ということで、セットで取組を進めていただいております、専門相談窓口を通じてしっかりとアウトリーチをして支援していかなければならないというケースについては、ドクターはじめ臨床心理士のスタッフの方々等々、構成メンバー16名、専門職チームでございますけれども、そういった方々が実際に学校に出向いて支援をしていただいているということでございまして、昨年度ですと5件、対応事例数があったということでございます。

それから、あと、今後の対応としまして、ICTあるいはホームページの活用ということについては、今年度、第3次三重県自殺対策行動計画策定に向けましてもいろいろ外部有識者の方々との検討部会等もございまして、その中でも御検討いただきながら、反映してまいりたいと考えております。補足する部分があるかもしれませんが、以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ここ、ゲートキーパーの研修とかいろいろありますので、そっちのほうもよろしく願いしたいと思います。

それでは、三つ目の防災・減災対策について質問をさせていただきます。

まず、活断層の調査についてでありますけれども、平成23年第3回定例会と、そして平成25年定例会6月定例会月会議で、私のほうから質問をいたしました、そして答弁をいただきました活断層の調査についてお伺いいたします。

平成23年第3回定例会におきましては、平成16年の新潟県中越地震におきまして、県内全域の詳細な活断層地図を名古屋大学の協力も得て作成いたしましたけれども、その詳細な活断層地図の作成過程におきまして、熊野市から新宮市にかけて、七里御浜のほうですけれども、活断層の可能性がある地形の存在が指摘された。そして、県において平成21年度から、この活断層の存在有無を明らかにすることを目的とした基礎調査を進めてきておる。そして、また同時に、国に対しても詳細な調査をしていただくよう要望も行っているという御答弁をいただいたところでございました。

また、平成25年にも同じ質問をさせていただきましたけれども、詳細な活断層地図を作成していく過程で、今の七里御浜沿いの地域にも活断層の可能性がある地形の存在が指摘されたので、県において21年から23年のうちに地形の成り立ちを明らかにするための現地踏査やボーリング調査等の基礎調査を行ってきたという話でございました。

しかし、これについては、調査が結構難航しておると。県内に存在する北中部の主要な活断層と同様のものかどうかという結論にはなかなか至っていない。依然としてなかなか不明な点も多いというのが実態であると。現在もなお専門家の方の意見を聞きながら、現時点において七里御浜の地形についてはどのように解釈したらよいのかといったような、調査結果の検証、分析をこのときも進めているというお話でございました。

そして、国に対しては、これまでも提案を行ってきた。そして、こうした活断層に関しても、七里御浜の地形や本県の防災対策上に重要な活断層のうちで現時点ではその活断層歴がまだ十分に明らかでない部分、これらについては、より詳細な調査を実施していただくよう国のほうに引き続き要望を行っていきたいと考えているという御答弁でございました。

活断層の可能性が言われています。大地震が発生いたしますと、その半年ぐらい後には、活断層の地震が起きるとも言われております。また、阪神・淡路大震災のような状況になるおそれもあるわけでございますし、熊本地震のときにも、県民の意識調査の中でやっぱり倒壊が一番心配だと、こんなお話もあります。

予備調査的な県の調査、そして、国への要望に対する国の対応など、現状の調査の進捗状況をお伺いしたいと思います。

そして、もう一つ、夜間の総合訓練でございますけれども、昼夜を問わずいつ起きるかわからない大地震に備えての夜間訓練の必要性について、どのように県当局はお考えなのか。夜間発生を想定した訓練の実施計画はあるのかないのか。そんなところをお伺いさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） まずは活断層の調査についてお答えをさせていただきます。

七里御浜沿いの地域につきましては、議員からも紹介がございましたが、平成21年度から23年度にかけては、活断層の存在の有無を明らかにすることを目的といたしまして、現地踏査やボーリング調査などの基礎調査を実施いたしました。

しかしながら、県の基礎調査では、過去にどの程度の頻度で断層のずれが生じていたのかなど、明確なデータが得られなかったことから、最終的には、県内に存在する主要な活断層と同様なものということには位置づけるには至りませんでした。県のみではこれ以上の調査を行うことはなかなか難しい、困難でありますことから、国に対して詳細な調査を要望いたしました。残念ながら実現には、現在のところは至っておりません。

こうした中、国におきましては、文部科学省に設置をされております地震調査研究推進本部が、評価対象とする活断層の見直しも含めて、各地域の地震を総合的に評価する活断層の地域評価を進めております。これまでに九州

地域、関東地域、中国地域の評価を終えており、今後、中部地域、近畿地域で行われることとなっております。

このため、国に対しましてこの七里御浜沿いの地形についてもより詳細な調査を実施していただけるよう、改めて要望を行っていきたくと考えております。

次に、夜間の総合訓練についてであります。

熊本地震では、2度にわたり震度7の地震が夜間に発生したところであり、地震はいつ起こるかかわからないということから、夜間における災害対策活動訓練に取り組んでいく必要があると考えております。

県におきましては、毎年、市町や防災関係機関と連携をいたしまして、総合防災訓練や総合図上訓練を行いますとともに、自衛隊と連携した訓練である南海レスキューなど、様々な取組を行っておるところであります。こうした訓練につきましては、年度当初に市町や防災関係機関と協議を行って、年間の実施計画を立てております。

特に南海レスキューにつきましては、地元の陸上自衛隊第33普通科連隊だけではなくて、南海トラフ地震が発生した場合に実際に本県で救助活動に当たっていただける東北や九州の部隊も参加をいただいて、6日間、昼夜を分かたず実施をする、まさに極めて実践に近い訓練であります。

この訓練では、救出、救助、医療活動、道路啓開などについて自衛隊が中心となりまして、県の関係各部、それから警察、消防、海上保安庁などが連携をいたしまして総合的に取り組むものでございまして、この6月20日から25日にかけて実施をいたします。

また、発災直後におけます県の災害対策本部態勢の強化を図るために、情報伝達訓練というものを行っております。この訓練では、大規模地震等が発生して、全職員が参集しなければならない、そういう場面を想定いたしまして、一斉メールを使用した訓練でございまして、夜間や休日に年3回、抜き打ちで実施をいたしております。

このほか、県内におきましては、住民を対象とした夜間避難訓練を実施し

ている市町もございます。例えば、鳥羽市におきましては、平成27年度から市内の各地域で夜間避難訓練を実施いたしておりまして、これまでに延べ約4000人もの方々が、参加をいただいております。

夜間における訓練につきましては、県の災害対策力の向上のために重要であると考えておりまして、今後も計画的に実施をしていくとともに、夜間の住民避難訓練についても取組が進むよう市町に積極的に働きかけてまいります。

以上であります。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

結論から言いますと、6月20日から25日にかけて行われるかなり大きな規模の自衛隊を中心とする訓練の中へ、県も一緒になってやっていかれるというお話でございました。

ぜひ、いつ起きるかわかりませんので、夜間訓練も適宜、定期的にやっていただくことを要望させていただき、そして、どうか県民の命を守っていただく行政の最大の使命を果たしていただきたいと、このように思いますので、よろしく願い申し上げます、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

濱井初男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 新政みえの中瀬古初美でございます。

先ほどの濱井初男議員の自殺予防対策の充実についての質問に対しまして、関連の質問をさせていただきたく思います。

先ほど御答弁のほうにもありましたが、トップセミナーのお話が出てまいりました。私も自殺対策の研修に出席をしました、参加をしましたところ、その中で、全国全ての都道府県においてトップセミナーが開催されるという

ことを知りました。

平成28年度、29年度の2年間で、全てを終えようということのようです。平成28年度につきましては、既にもう11の都道府県が実施済みであるようですけれども、三重県におかれましては7月4日に開催ということをそのときも聞きました。

トップセミナー、つまり三重県下の市町長、そして関係者の方々対象にということで、首長のリーダーシップが自殺対策においては本当に必要不可欠です。また、関係者の力を集結するということ、結集させるということができるか否かで地域住民の命を守れるか否かが決まるということも、そのトップセミナー、既に兵庫県で行われているんですけれども、その中で言われております。

となりますと、やはり三重県においてもそれぞれの市町長が対象で集まれるわけですから、そのまたトップである知事の考え方、方向性というのが、大きくこの日に左右をしてくると言っても過言ではないと思っています。それにかかる知事の考え方、思いをぜひ聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 全国で行われるトップセミナーでもありますけれども、やはりいつでも誰にでも起こり得る危機ということで、県でやっている行政でこそ予防ができる部分、市町の行政の中で、住民の皆さんの身近のところできっと救ったり予防したりできる部分、そういうのがあると思いますから、一緒になってトップがその重要性を理解し、これからの対策に一致団結して取り組んでいくというようなことをするということは大事だというふうに思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 知事、先ほどおっしゃられたように、本当にそれぞれの住民の命を守る、誰にでも起こり得ること。これは、それぞれの市町で、当然、一番近いところでやっていくことなんですが、やはり命を守っていくという、この自殺。

特に、先ほども出ましたけれども、若年層に対してというところでも、全

体的に全国的にはその数字というのは低くはなってきましたが、そういう中でも若年層は横ばいの状態です。20歳未満ということに関しては、少し増えているというところもあるんですね。非常に残念なことなんです。

やはりその中では、知事がもう少し踏み込んだ、もうちょっと私は、思いというのがあるのかなというふうに期待をしたんですが、そこまででしょうか。

○知事（鈴木英敬） どうなんですかね。言葉で何か暑苦しく言わせていただいて、それでいいのであればそうしますけれども、しっかりそれを行動として市町と一緒にやれるかどうかでありますので。私たちだけで持っていないツールもありますから、市町や関係団体の力をかりないといけませんので、それを、そういう自分たちだけでこのアプローチできない部分もありますから、それは皆さんの御協力をいただかないといけないという部分もあるので、こういう申し述べ方、させていたいておりますけれども、その辺は御理解いただけるかと思います。

それは、私自身も知事になってから、児童・生徒が自ら自分の命をあやめてしまうケースであるとか、あるいは、私と同年ぐらいの人が自分で命をあやめてしまうケースとかがあって、また、自分自身も知事として非常に悲しい思いをしたということも多々ありますけど、それを表に出して申し述べればいいのであれば、それは申し述べますけれども、結局は行動できるかどうかということだと思いますので、皆さんの協力を得てしっかりやっていきたいと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 言葉だけではなく、やはりこれからの行動にということで、しっかり聞かせていただきました。

では、次に、7月4日に行われるトップセミナーですが、その中身のことににつきまして、どういうふうな方向でやっていくのか、中身につきましてお答えいただければと思います。時間の関係もございますので、簡潔にできればお願いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 先ほど議員のほうから御紹介ありましたように、この7月4日に厚生労働省と三重県、それと、NPO法人ライフリンクの共催で開催をさせていただくところでございます。三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）で予定してございます。

対象は市町の首長、あるいは、担当者の方ということでございます。

冒頭、知事の御挨拶をいただいた上で、厚生労働省のほうから担当者に来ていただきまして、基調講演と、それから各論の講演ということで、午後の日程を費やして研修会をやらせていただくということでございます。

その中では、自殺対策の最新の動向でございますとか、あるいは地域の自殺のデータ、それを踏まえてどうやって計画を策定するのか、あるいはその策定のヒント等々について御紹介をいただくとともに、全国の先進的な取組事例についても御紹介いただくということを予定してございます。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

中身につきまして、7月4日ということで聞かせていただきました。私もこの日は参加をさせていただくつもりですし、ぜひやはりこれから行動の計画の策定ということと、それから、全てにおいて本当に命ということがもちろん一番中心になるんですけれども、実際に自ら命を絶たれた方、そしてまた、自殺未遂をされた方。実は、私はもともとこのテーマに取り組んだ経緯というのはそちらにありまして、その方から御相談をいただいたというのが最初ですもので、どうしても思いがこもってしまいます。

それから、やはり残された自死遺族の方々のこと、そういうことも含めて、なかなかタブー視ということの内容にやっぱり現実と向き合って、丁寧に理解を進めていかなければならないということの、まず一步のこのトップセミナーということに期待をしておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

そして、ふだん、相談があるところで、本当にボランティアとして頑張っ

てくださっている民間の方々があります。いのちの電話でそのボランティアをされている方々は、今、人材の育成をされながらも、なかなか人材不足であったりとか。そうになると、1人当たりの持ち時間というのが非常に長くなってしまいます。そして、夜遅くまでということですので、いらっしやる地域によっては、帰られる時間が本当に深夜になってしまうということもあるんですね。

ただ、それでも自分がどういうボランティアに携わっているかということには言えないんです。これは秘密で、自分がそういうことをしているということは公にできないという中で、一生懸命されています。ボランティアでやっていただいている皆さん方には本当に頭が下がります。

夜中に帰っていらっしやっても、あれ、あそこの奥さん、こんな時間に帰ってきて何やろうというふうなこと思われても聞かれても、こういうことをやっているということと言えないんですね。それぐらいのことを一生懸命にやっていただいています。また、中には、相談の内容が重過ぎて、それが本当に苦しくて、なかなか眠りにつけないというお話も聞かせていただきます。

そんな中で一生懸命ボランティアされていますので、ぜひともその方々の心のケアもしていただきたい。そういう研修が本当に充実をしてほしいと、必要だと思っておりますので、どうぞ支援の充実をしていただきたい。

そんなことを最後に申し上げたいと思いますが、時間、わずかですが、局長、そのことについて何か一言言っていただけるとありがたいです。

○副議長（水谷 隆） 申し合わせの時間が経過しておりますので、再質問は御遠慮願います。

○2番（中瀬古初美） わかりました。では、要望にとどめますので。

〔「経過してない」「まだ残ってます」と呼ぶ者あり〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。先ほどは時間がというふうに言っていただきまして、私もデジタルのほうで確認をしながら進めましたので、その点についてはちょっと抗議をしたい気持ちがございます。ありがと

うございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明15日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明15日は休会とすることに決定いたしました。

6月16日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会